

2012

JA岡山東 ディスクロージャー誌  
Disclosure

JA岡山東のご案内



# 目 次

ごあいさつ	2	⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	63
1. 経営理念	3	⑫貸出金償却の額	63
2. 経営方針	3	(3) 内国為替取扱実績	64
3. 事業の概況（平成23年度）	3	(4) 有価証券に関する指標	64
4. 地域貢献情報	7	①種類別有価証券平均残高	64
5. リスク管理の状況	9	②商品有価証券種類別平均残高	64
6. 自己資本の状況	17	③有価証券残存期間別残高	65
7. 主な事業の内容	18	(5) 有価証券等の時価情報等	65
		①有価証券の時価情報等	65
		②金銭の信託の時価情報等	65
		③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	65
<b>【経営資料】</b>		<b>IV. 経営諸指標</b>	
<b>I. 決算の状況</b>		1. 利益率	66
1. 貸借対照表	27	2. 貯貸率・貯証率	66
2. 損益計算書	29	<b>V. 自己資本の充実の状況</b>	
3. 注記表	31	1. 自己資本の構成に関する事項	67
4. 剰余金処分計算書	54	2. 自己資本の充実度に関する事項	68
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	56	3. 信用リスクに関する事項	69
		4. 信用リスク削減手法に関する事項	73
<b>II. 損益の状況</b>		5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	74
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	57	6. 証券化エクスポージャーに関する事項	74
2. 利益総括表	57	7. 出資等エクスポージャーに関する事項	75
3. 資金運用収支の内訳	58	8. 金利リスクに関する事項	76
4. 受取・支払利息の増減額	58		
<b>III. 事業の概況</b>		<b>【JAの概要】</b>	
1. 信用事業	59	1. 機構図	77
(1) 貯金に関する指標	59	2. 役員構成（役員一覧）	77
①科目別貯金平均残高	59	3. 組合員数	78
②定期貯金残高	59	4. 組合員組織の状況	78
(2) 貸出金等に関する指標	59	5. 特定信用事業代理業者の状況	78
①科目別貸出金平均残高	59	6. 地区一覧	78
②貸出金の金利条件別内訳残高	59	7. 店舗等のご案内	78
③貸出金の担保別内訳残高	60		
④債務保証見返額の担保別内訳残高	60	法定開示項目掲載ページ一覧	80
⑤貸出金の用途別内訳残高	60		
⑥貸出金の業種別残高	60		
⑦主要な農業関係の貸出金残高	61		
⑧リスク管理債権の状況	62		
⑨金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	63		
⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	63		

## ごあいさつ

平素より、私どもＪＡ岡山東をご利用、お引き立ていただき厚くお礼申し上げます。

当ＪＡの業務内容、活動内容等について皆様にご紹介するため、「ディスクロージャー誌 2012」を作成いたしました。この冊子により、皆様の当ＪＡに対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、わが国経済は、東日本大震災による供給網の寸断等による急激な落ち込みから一部回復傾向がみられたものの、円高や欧州の財政不安など海外経済の減速から輸出・生産が鈍化する等、依然として先行き不透明な状況が続き、農産物価格は低迷し、平成24年度のＪＡを取り巻く環境は依然厳しいものとなっております。

昨年のもろ元事故によって各地の農畜産物の風評被害の発生や、8月以降に発生した台風12号、15号は各地の農作物にも甚大な被害を及ぼし大きな打撃を受けました。さらに、政府が協議しているＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉への参加は、将来、日本農業に壊滅的なダメージを及ぼすとともに、地域社会や組合員をはじめ国民の暮らし方までも大きな変化を迫られることが確実視されます。

このような、農業基盤や、食の安全・安心を脅かす事案に対しては、今後も系統組織を挙げて取り組むとともに、食の安全・安心志向が高まるなか、当ＪＡとしても積極的に取り組んでまいります。

農業を取り巻く環境も、高齢過疎化に歯止めがかからず、農業就業人口は減少の一途をたどっています。鳥獣被害も年々増大し、耕作放棄地の増加にも拍車がかかり、農家にとっては苦勞が多く、依然、農業・農政の将来についても明るい兆しが見えてまいりません。

このような状況の中、昨年3月にオープンいたしましたローンセンターは、休日の相談業務など、組合員・利用者のニーズに合わせた施設としてご利用いただき、順調な運営ができておりますこと、組合員をはじめ関係各位のご理解とご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

また、不祥事未然防止・反社会的勢力の排除にも取り組み、コンプライアンス遵守態勢の強化のための全役職員研修、金融ＡＤＲに伴う利用者保護の観点に立った苦情紛争解決体制にも鋭意取り組みました。

平成24年度も引き続き内部研修を行い、コンプライアンスの遵守や不祥事未然防止の意識向上に取り組み、リスク管理体制の強化を行う所存です。

平成23年度は、事業利益1億3千万円、経常利益2億円、当期剰余金3千8百万円となり、共済事業を除くすべての事業で減収となり、当期剰余金で前年比45.4%という厳しい結果となりましたが、引き続き自己資本の増強やさらなる健全経営に努めてまいりる所存です。

本年度も役職員一丸となって各事業に取り組んでまいりますので、なにとぞ皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、組合員・利用者皆様のご健勝とご多幸をお祈りし、ごあいさつといたします。

平成24年7月

岡山東農業協同組合  
代表理事組合長 長田 謙二

## 1. 経営理念

- ・ J A 岡山東は、農業振興をつうじて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次代に引き継ぎます。
- ・ J A 岡山東は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- ・ J A 岡山東は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

## 2. 経営方針

1. 農家所得向上の積極的推進
2. 事業拠点の整備
3. 農業・J A を担う人材育成
4. コンプライアンス態勢の確立

## 3. 事業の概況（平成23年度）

### 主要事業・決算の概要

#### ・平成23年度決算の概要

わが国経済は、東日本大震災の影響による急激な落ち込みから一部回復傾向がみられたものの、円高や欧州の財政不安など世界経済の減速により依然として先行き不透明な状況が続いています。また、昨年原発事故によって、各地の農畜産物に風評被害が発生するなど、農業部門にも大きな打撃を受けました。

政府は、昨年11月にTPP交渉への参加に向けた関係国との事前協議開始を表明しました。交渉参加が必ずしもTPPへの参加を前提とするものではないとしておりますが、仮に参加が決定した場合は国内農業への深刻な影響が懸念されますので、当J A も系統団体との連携をはかり、反対運動を引き続き展開しております。

こうした厳しい経済情勢の中、当J A の平成23年度決算の状況は事業総利益29億5千万円、事業利益1億3千万円、経常利益2億円、当期剰余金3千8百万円と共済事業を除く全ての事業が減収となり、税引き前当期利益が前年比△1億3千万円となりました。

また今年度は、減損会計の適用により、特別損失部門で多額の減損損失を認識し、全体の減損損失額は1億2千5百万円で、特に赤坂基幹支店グループが1億2千万円と多額の減損損失を認識しました。減損損失を重く受け止め、平成24年度から決意を新たに役職員一丸となって経営改善へ取り組むため協議をスタートさせました。

## ・主要事業別の実績

### 指導事業

地域営農振興計画に基づき支店別農業振興に努めました。また地域水田農業再生協議会と連携し、戸別所得補償対策事業への加入推進、戦略作物等への生産・誘導・定着、認定農業者を中心に低コスト・省力栽培技術・各種制度の提供、担い手への農地集積による米・麦・大豆の生産振興に取り組みました。

園芸部門ではJ A岡山東モモ・ブドウ振興大会、J A岡山東ピオーネ共進会、J A岡山東ももデーター共進会、備前市イチジク共進会を行いました。また岡山県温室ブドウ共進会、おかやま黒まめ共進会へも出品し、優秀な成績をおさめました。岡山県が育成した「オーロラブラック」「シャインマスカット」試食会、栽培研修会を開催し、生産意欲の拡大、品質向上と育成に取り組みました。

また、軽量品目で女性、年配の方でも取り組める黄ニラ、スナックエンドウを全域で推進し、夏秋なす現地見学会を開催し、新規栽培者の掘り起こし、育成に取り組みました。

新規就農者の確保に向け、赤磐市、備前市で3人の方が岡山県の事業を利用し実務研修に取り組みました。

税務・経理技術の向上、農業経営の改善合理化に向けて設立した「J A岡山東青色申告会」と連携し、経営管理勉強会、税務相談会を開催し、多数の参加をいただきました。

### 信用事業

貯金につきましては、当期首比3億8千万円減少となりました。目標に対しても20億8千万円の未達となり、残高1,339億1千万円となりました。このうち、要求払貯金は4億5千万円の増加となり、定期性貯金は、8億3千万円減少となりました。(当期首比99.7%/目標比98.5%)

融資につきましては、新規融資総額56億円となりました。うち住宅ローンでは23億8千万円を実行いたしました。しかし、市町の公金償還、制度資金償還、並びに通常償還分の49億8千万円分を差し引くと、融資残高は当期首比6億2千万円増加し、308億1千万円となりました。(当期首比102.1%/目標比98.0%)

資金運用面では、系統機関である農林中央金庫への預金(平均残高1,012億5千万円)が主なものになっております。

信用事業総利益につきましては、10億9千万円となり、前年と比べ5千万円の減少となりました。農林中央金庫への預金金利の低下に伴う6千万円の利息減少によるものです。

### 共済事業

長期共済新契約目標400億9千万円に対して421億9千万円の実績を挙げ、目標対比105.2%を達成することができました。

現在3Q訪問活動を通じて組合員・利用者とのコミュニケーションの強化をはかり、契約者の満足度の向上に努め、次世代対策に取り組んでおりますが、ここ数年、到来する満期保障金額も増大しており、平成23年度末の保有契約高は66,928件5,892億円となり、契約件数は増加したものの、保有契約高は減少しました。更に、老後の生活保障の必需品となってまいりました年金共済も7,456件40億9千万円と件数は増加した

ものの、保有契約高は伸ばすことが出来ませんでした。

自動車共済においては、運転年齢も高齢化が進み高齢者による交通事故が増加する中で、最高保障の個人向け自動車共済「クルマスター」を積極的に取り組んだ結果、件数・掛金ともに増加しました。

一方、平成23年度にお支払いいたしました共済金は、生命関係2,001件10億5千万円、建物関係は164件6千万円となりました。

自動車等短期共済関係は3,956件6億7千万円、満期及びその他の支払いは4,774件32億6千万円、年金支払3,430件15億2千万円で総合計14,325件65億8千万円となり、皆様のお役に立てたものと思います。

## 購買事業

平成23年度も、世界的に肥料原料は需給ひっ迫状況にあり、依然として高値で推移し、あわせて原油価格の乱高下により農業資材価格の高値推移は避けられない状況となりました。こうした状況の中、営農指導部と連携をはかり、低コスト肥料・予約購買の奨励・流通の効率化等、生産コスト低減に取り組みました。

生産資材につきましては、肥料・農薬の低コスト化と、天候不順による農産物の生育不良・品質低下により出荷数量が大幅に減少し、その結果、出荷資材関係は低調に終わりましたが、施設生産資材が堅調に推移し、供給高13億円、前年対比101.3%となりました。

生活物資につきましては、景気低迷状況にあり、全般において低調に終わり、供給高は16億5千万円、前年比97.2%となりました。

燃料は、価格高騰により増加傾向となり、車輛・農機・LPガスは需要低迷により減少傾向となりました。

J A グリーン和気店におきましても、景気低迷等の影響により供給高は、6億1千万円で、前年比96.7%となりました。

## 販売事業

今年度は米の占める割合が低下、販売品の総売上げは16億2千万円となり、前年比77.0%の不本意な結果でした。計画対比では81.7%でした。

岡山県の水稲作況指数は101でしたが、集荷については7万8千俵で前年比90.2%、予約比102.8%、また1等比率は50.5%となりました。消費の減少傾向は続いていますが、作柄不良、ふるい下米の増加、農家保有・縁故米の増加等に加え、震災後の特需および原発事故の影響により米の在庫不透明感から価格は下がることなく、例年よりも早い出庫となりました。

野菜類は4月の低温、曇天で出荷数量が減少し、昨年比94.9%、単価は自粛ムードが残る情勢下でもやや強く販売高では98.8%でした。

果樹類でも野菜同様の動きが見られましたが、全体では前年比数量98.1%、金額97.0%で終わりました。ブドウ類が数量減の単価高、取扱量・金額ともに最大となるモモにあっては、生育遅れ、晩生品種の情報不足により早生から中生品種および晩生の初めまでが進物用に使われ単価高となりました。出荷量は前年比112.3%、金額では前年比109.4%となりました。進物需要が年々早まり、進物終了後の販売が課題です。

期待した黒大豆については出荷量は24トン、単価は昨年に引き続き上昇し、販売高は2千万円を計上しました。

## その他事業

### 1. 加工事業

従来どおり関係機関の協力販売に加え、イベント等への参加でPRと即売を実施しましたが、販売高は低迷しています。農商工連携事業により、地元産イチジクを使った「食べる酢」「ドレッシング」「味噌ディップ」等が完成しました。イチジク加工品がストーリー性のあるシリーズで揃い、今後の販売を強化します。

仕出センターにおいては、祝儀・不祝儀・会合・イベント等、各場面で満足いただけるサービスの提供に努め、新鮮で旬の味をお届けしました。

### 2. 利用事業

ライスセンターでは、引き続き施設・機械の計画的点検整備および効率利用を進め、品質管理の徹底と経費節減に努めましたが、取扱量は米で荷受重量3,030トン、前年比94.3%で連続して減少、麦は190トンで前年より50トン増加しました。

葬祭事業は山陽ホールが本格稼働となり、和気ホールと合わせ安心かつ信頼いただける施行とサービスの向上に努めました。1件平均の葬儀代金は縮小傾向にありますが、取扱件数476件、前年対比93.7%、ホール利用件数457件、ホール利用率96.0%となり、ホール利用率は年々高くなっています。

#### 4. 地域貢献情報

全般に関する事項	
協同組織の特性	<p>当 J A は、岡山市東区瀬戸町、赤磐市、備前市、和気郡和気町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>当 J A の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 J A では資金を必要とする組合員の皆様方や、地域公共団体などにもご利用いただいております。</p> <p>当 J A は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。</p> <p>また、J A の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組織として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。</p>
組合員数・出資金 (出資1口金額=1,000円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正組合員 11,060 人</li> <li>・准組合員 6,260 人</li> <li>・出資金 1,737,176 千円</li> </ul>
1. 地域からの資金調達の状況	
(1) 貯金積金残高	P.59 に掲載
(2) 貯金商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通貯金</li> <li>・定期貯金</li> <li>・定期積金等</li> </ul>
2. 地域への資金供給の状況	
(1) 貸出金残高	P.59 に掲載
(2) 制度融資取扱い状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業近代化資金</li> <li>・(株)日本政策金融公庫資金</li> </ul>
(3) 融資商品	営農資金、マイカーローン、住宅ローン等



3. 農業振興活動・文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）	
(1) 農業振興活動	<p>当 J A では、地域農業の活性化を目的としてさまざまな取り組みを行っております。</p> <p>主なものとして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手支援</li> <li>・各生産者部会への指導・支援</li> <li>・各種農業関連イベント</li> <li>・学校給食への地元農産物の提供支援</li> </ul>
(2) 文化的・社会的貢献に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域行事への参加</li> <li>・地域活動への協賛・後援</li> <li>・図画、作文、ポスター、書道コンクールの開催</li> <li>・日本赤十字社の献血への積極的参加</li> <li>・救急医療体制の充実に資する高規格救急車の贈呈（東備消防組合）</li> <li>・地域社会への交通安全啓発資材の贈呈 交通安全啓発用テント 各 1 張（管内公立幼稚園・小・中学校）／カーブミラー 2 基、交通安全夜光アームバンド 2 8 本（岡山市東区瀬戸町）／交通安全夜光たすき 3 0 本、交通安全雨傘 9 5 0 本（赤磐市）／カーブミラー 6 基、交通安全夜光たすき 3 0 0 本、横断旗 2 6 1 本、横断旗入缶 4 個、横断幕 1 枚、交通安全夜光アームバンド 3 0 0 本（備前市）／カーブミラー 1 1 基、交通安全雨傘 1 3 0 本、交通安全防犯ブザー 1 3 0 個（和気町）</li> <li>・菜の花プロジェクト等の景観環境保全運動</li> <li>・新規就農者、U・J・I ターン者への農業研修</li> <li>・稲作栽培体験（管内小学校）</li> <li>・野菜栽培、料理体験学習（管内小学校）</li> <li>・親子料理教室</li> <li>・食農教育補助教材贈呈（管内小学校 5 年生）</li> </ul>
(3) 利用者ネットワーク化への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金友の会</li> <li>・女性部</li> </ul>
(4) 情報提供活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J A 広報誌の発行</li> <li>・インターネットを通じた組合員等利用者への情報提供</li> </ul>
(5) 店舗体制	P. 7 8 ～ 7 9 に掲載

## 5. リスク管理の状況

### リスク管理体制

#### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」・「リスク管理規程」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び

A L M委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については総務部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### ③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 J A では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### ④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 J A では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

### ⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

### ⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 J A では、コンピュータシステムの安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「情報セキュリティ基本規程」等を設定しています。

## 〔金融商品の勧誘方針〕

当J Aは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 〔個人情報保護方針〕

当J Aは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当J Aの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

### 1. 関係法令等の遵守

当J Aは、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

### 2. 利用目的

当J Aは、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

### 3. 適正取得

当J Aは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

### 4. 安全管理措置

当J Aは、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

#### 5. 第三者提供の制限

当J Aは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

#### 6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当J Aは、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 7. 開示・訂正等

当J Aは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

#### 8. 苦情窓口

当J Aは、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

#### 9. 継続的改善

当J Aは、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

### 〔情報セキュリティ基本方針〕

当J Aは、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当J Aの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当J Aは、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当J Aは、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当J Aは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当J Aは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当J Aは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

## 〔金融円滑化にかかる基本的方針〕

当ＪＡは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めてまいります。

2. 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。

4. 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5. 中小企業者等金融円滑化法への対応

(1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めてまいります。

(2) 当ＪＡは、その際、保証機関や他の金融機関、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合には、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めてまいります。

6. 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。

(1) 組合長以下、関係役員室部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。

(3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。

7. 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 〔反社会的勢力への対応に関する基本方針〕

当J Aは、事業を行うにつままして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

### 1. (反社会的勢力との決別)

当J Aは、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

### 2. (組織的な対応)

当J Aは、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

### 3. (外部専門機関との連携)

当J Aは、警察、財団法人岡山県暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。

## 〔利益相反管理方針の概要〕

当J Aは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

### 1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当J Aの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

### 2. 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当J Aの間の利益が相反する類型
- (2) 当J Aの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

### 3. 利益相反の管理の方法

当J Aは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることにつ

いて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当J Aが負う守秘義務に違反しない場合に限り。）

(4) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 4. 利益相反管理体制

(1) 当J Aは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当J A全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当J Aの役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### 5. 利益相反管理体制の検証等

当J Aは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 法令遵守体制

### 〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長をコンプライアンス最高責任者とし、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、事業運営に関する苦情・相談等をお受けし、誠実な対応に努めています。



## 金融ADR制度への対応

### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

瀬戸支店 086-952-0511	万富支店 086-953-0615	山陽支店 086-955-1221
西山支店 086-955-1212	赤坂支店 086-957-2121	笹岡支店 086-957-2712
熊山支店 086-995-1261	可真支店 086-995-1271	吉井支店 086-954-0311
仁美支店 086-958-2331	備前支店 0869-64-3381	備前西支店 0869-66-9143
伊里支店 0869-67-0026	日生支店 0869-72-1161	和気支店 0869-93-0127
佐伯支店 0869-88-1131	吉永支店 0869-84-3161	
信用事業（本店信用課） 086-958-0604	共済事業（本店共済課） 086-958-0608	
岡山県JAバンク相談所 086-232-2362	JA共済相談受付センター 0120-536-093	

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

### ② 紛争解決措置

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・ 信用事業

岡山弁護士会岡山仲裁センター

①の窓口または岡山県JAバンク相談所にお申し出ください。

- ・ 共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部 03-5296-5031）

(財)日弁連交通事故相談センター（電話：本部 03-3581-4724）

(財)交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）

①の窓口または上記にお問い合わせください。

## 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店・事業所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長及び監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 6. 自己資本の状況

### 自己資本比率の状況

当J Aでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成24年3月末における自己資本比率は、14.69%となりました。

### 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当J Aの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

1,737,176千円（前年度 1,731,592千円）

当J Aは、「自己資本比率算出規程」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当J Aが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## 7. 主な事業の内容

### (1) 主な事業の内容

#### 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

#### ◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

#### ◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

#### ◇為替業務

全国のJ A・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

#### ◇その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（利付・割引国庫債券）の窓口販売の取り扱い、全国のJ Aでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇貯金商品のご案内

種 類	特 徴	預入期間	預入金額	
当座貯金	主として小切手や手形の支払資金となるもので、主に商工業者の営業資金の出し入れにご利用いただけます。	定めなし	1 円以上	
総合貯金	一冊の通帳に「貯める・受取る・支払う・借りる」の4つの機能がパックされており、同時に給与等の振込みを利用すると、日常生活に必要なお金を財布代わりにしてお預けいただけます。	定めなし	1 円以上	
スーパー定期貯金	市場金利が反映された有利で確実な運用をしていただけます。3年・4年・5年・7年・10年ものは半年複利計算により、さらに有利な運用が可能です。	定型方式 1,2,3,6 カ月 1,2,3,4,5,7,10 年 期日指定方式 1 か月超 10 年未満の間で指定	1,000 円以上 1 円単位	
大口定期貯金	運用期間のバリエーションも豊富で、目的に合わせ資金を効率的に運用いただけ、収益性・利便性と安全性・確実性を備えた商品です。	定型方式 1,2,3,6 カ月 1,2,3,4,5,7,10 年 期日指定方式 1 か月超 10 年未満の間で指定	1,000 万円以上 1 円単位	
期日指定定期貯金	預入後 1 年を経過すればいつでも解約日が指定いただけ、一部を解約し残額を引続き継続運用することも可能です。また、利息は 1 年ごとの複利計算となります。	1 年以上 最長 3 年	1 円以上 300 万円未満 1 円単位	
スーパー積金	一定額を定期的に継続して払込み、まとまった資金が受け取れます。また、ボーナス併用も可能でより大きな財産づくりにご利用いただけます。	1,2,3,4,5,10 年 5 年まで 6 カ月き ざみのものもあり ボーナス併用も可能	毎月 1,000 円 以上	
貯蓄貯金	預金残高に応じて段階的(金額階層別)に高い金利が適用されます。毎月お客様の希望する一定額を振り替えるスイングサービスがご利用いただけます。	定めなし	1 円以上	
財形貯金	一般財形貯金	給与・ボーナスから天引きする積立貯金で、使いみちは自由です。	3 年以上	1,000 円以上
	財形年金貯金	年金の受取を目的とした積立貯金で、財形住宅貯金とあわせて 550 万円まで非課税です。(分離課税扱いも可能)	5 年以上	
	財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積立貯金で、財形年金貯金とあわせて 550 万円まで非課税です。(分離課税扱いも可能)	5 年以上	

◇融資商品のご案内

種 類	資 金 使 途	期 間
貯金担保貸付金	生活または事業に必要な資金	5年以内
共済積立金担保貸付金	生活または事業に必要な資金	10年以内
一般資金	営農資金、事業資金、住宅資金、生活資金等	資金用途により期間を定めています
賃貸事業資金	貸家・貸店舗・貸事務所・貸倉庫・駐車場等の経営に要する施設の取得資金	30年以内・但し資金用途により期間を定めています
J A トータルプラン	負債整理資金を除くいっさいの資金	30年以内・但し資金用途により期間を定めています
県下統一ローン	資金用途により各種ローンがあります。(詳しくは「各種ローンのご案内」をご覧ください)	資金用途により6ヵ月～34年以内

◇各種ローンのご案内

種 類	申込可能年齢	資金用途	限度額	期間	
住宅資金	J A 住宅ローン (基本型)	20歳以上 66歳未満で 最終償還時 80歳未満	1) 住宅の新築・増改築 2) 住宅の購入(中古住宅も可) 3) 住宅用宅地の購入 4) 住宅資金の借換	10万円以上 原則として所要額の80%以内で 5,000万円以内	3年以上 35年以内
	J A 住宅ローン (100% 応援型)	20歳以上 66歳未満で 最終償還時 80歳未満	1) 住宅の新築・増改築 2) 住宅の購入(中古住宅も可)	10万円以上 所要額以内で 5,000万円以内	3年以上 35年以内
	J A 住宅ローン (借換応援型)	20歳以上 66歳未満で 最終償還時 80歳未満	住宅資金の借換	10万円以上 所要額以内で 4,000万円以内	3年以上 32年以内
	J A リフォーム ローン	20歳以上 66歳未満で 最終償還時 76歳未満	住宅の増改築	10万円以上 所要額以内で 500万円以内	1年以上 10年6ヵ月以内
生活資金	J A マイカー ローン	18歳以上で最終償還時 71歳未満	自家用自動車の購入資金、 車検・修理費用、運転免許 の取得費用、簡易な車庫 (100万円以内)	10万円以上 500万円以内	6ヵ月以上 7年以内
	J A クローバ ローン	18歳以上で最終償還時 71歳未満	負債整理資金を除く生活 資金(営農・事業資金を 除く)	10万円以上 300万円以内	6ヵ月以上 5年以内
	J A 教育ローン	20歳以上で最終償還時 71歳未満	就学子弟の入学金・授業 料・アパート家賃等教育 に必要な資金(就学期間 内に必要な金額)	10万円以上 500万円以内	13年6ヵ月 以内
	J A カード ローン	20歳以上で最終償還時 70歳未満	負債整理資金を除く生活 資金	50万円以内	2年以内 (自動更新)
J A トータルプラン	組合員で 20歳以上 71歳未満	農業関連資金、農外事業関 連資金、生活関連資金	3,000万円以内	最長 30年 以内	

#### ◇キャッシュサービス

##### ○J Aキャッシュサービス

C D・A T Mや窓口で現金の引出及び入金を県内のJ A店舗のみならず、全国47都道府県のJ A店舗で利用できるよう、全国のJ Aが手を結んだサービスです。

##### ○全国キャッシュサービス(M I C S)

民間金融機関のC Dオンライン提携によりM I C Sのステッカーの貼ってある他業態(都銀、地銀、第二地銀、信金、信組、労金)のC D・A T Mで現金の支払と残高照会のサービスが受けられます。

##### ○ゆうちょ銀行とのA T M提携

全国のゆうちょ銀行のC D・A T M(約26,300台)で貯金の入金、払出及び残高照会が相互に利用できます。

##### ○セブン銀行とのA T M提携

セブン銀行とのA T M提携により、全国のセブン銀行のA T M(約16,700台以上)で貯金の入金、払出及び残高照会が利用できます。(一部設置されていない地域、店舗もあります。)

#### ◇口座振替

契約により電話料金・電気料金・ガス料金などを皆様の口座から、貯金通帳や払戻請求書の提示なしに、自動的に引落とし、これを一括して収納期間の貯金口座へ振替えるサービスです。また、年金・給与などを皆様の口座へ振込むなどのサービスも行っております。

#### ◇年金の自動受取

年金のお受け取りは、J Aが便利でお得です。手続きは初回のみで、安全・確実にお受け取りいただけます。お受け取りの際に、証書や支払通知書をわざわざお持ちになる必要はありません。自動受け取りの手続きは簡単です。

##### ○はじめて年金をお受け取りになる方は

「年金裁定請求書」の金融機関欄に当J A店舗をご指定いただき、必要事項をご記入の上、窓口へ通帳をご持参下さい。

##### ○お受け取り先をJ Aへ変更される方は

すでに郵便局や他の金融機関で年金をお受け取りになっている方は、「支払機関変更届」に必要事項をご記入の上、年金証書・貯金通帳・印鑑をご持参して窓口へご来店下さい。

#### ◇J Aネットバンク

インターネットに接続されているパソコンや携帯電話(機種によっては利用できない場合があります)から平日、休日を問わず、残高照会や振込、振替などの各種サービスが気軽に利用できます。

◇手数料のご案内

内国為替手数料

(税込)

			当J A本支店あて	J Aグループあて	他行あて
送金手数料(小切手)			1件につき 420円	1件につき 525円	1件につき 630円
振込手数料 (1件につき)	窓口	電信扱い	無 料	3万円未満 315円 3万円以上 525円	3万円未満 630円 3万円以上 840円
		文書扱い		3万円未満 420円 3万円以上 630円	3万円未満 420円 3万円以上 630円
	定時自動送金顧客手数料	電信扱い 文書扱い		3万円未満 210円 3万円以上 420円	3万円未満 525円 3万円以上 735円
代金取立手数料 (1通につき)	同一手形交換所の手形・小切手		210円		
	(上記以外の手形・小切手)至急扱い		無 料	420円	840円
	( " )普通扱い				630円
その他諸手数料	振込・送金の組戻料 不渡手形返却料 取立手形組戻料 取立手形店頭呈示料		1件につき 1通につき 1通につき 1通につき	630円 ただし、630円を超える取立経費を要する場合は、その実費をいただきます。	

※視覚障がい等をお持ちで、ATMのご利用が困難なお客さまに対する窓口受付時の振込手数料については、ATMをご利用された場合の手数料と同額といたします。

A T Mを利用した現金による振込手数料(1件につき電信扱い)

(税込)

	当J A本支店あて	J Aグループあて	他行あて
3万円未満	無 料	210円	525円
3万円以上		420円	735円

A T Mを利用したキャッシュカードによる振込手数料(1件につき電信扱い)

(税込)

	当J A本支店あて	J Aグループあて	他行あて
3万円未満	無 料	105円	420円
3万円以上		315円	630円

J Aネットバンクを利用した振込手数料(1件につき電信扱い)

(税込)

	当J A本支店あて	J Aグループあて	他行あて
3万円未満	無 料	53円	263円
3万円以上			368円

信用業務取扱手数料一覧表

(税込)

手 数 料 項 目	手 数 料	
貯金残高証明書	1通につき	210円
キャッシュカード(IC・一体型含む)の発行更新 ※一体型については、5年ごとに更新が必要です。	無料	

(税込)

手数料項目	手数料	
通帳・証書・キャッシュカードの再発行		
貯金通帳	1冊につき	525円
証書	1通につき	525円
キャッシュカード（IC・一体型含む）	1枚につき	1,050円
※紛失、汚損など貯金者の管理責任に帰する場合		
小切手帳	1冊（50枚）につき	525円
約束手形	1冊（50枚）につき	525円
自己宛小切手発行	1枚につき	525円
記録済み打ち出し	1通につき	525円
口座振替手数料	お問い合わせください	
貸出残高証明書	1通につき	210円
ローンカードの発行	無料	
ローンカードの再発行	1枚につき	1,050円
繰上返済（一部／全部）（貯金・共済担保を除く）	500万円未満	3,150円
	500万円以上	5,250円
不動産担保事務取扱手数料（住宅ローン）	1件につき	21,000円
不動産担保事務取扱手数料（住宅ローン以外）	500万円未満	5,250円
	500万円以上	設定額×0.106%
条件変更	1件につき	3,150円
貸出証書一式	1件につき	525円
確定日付代	1枚につき	1,000円

## 両替手数料（1件につき）

(税込)

ご希望金種の合計枚数	料 金
1枚～100枚	無 料
101枚～200枚	105円
201枚～300枚	210円
301枚～400枚	315円
401枚～500枚	420円
501枚～600枚	525円
601枚～700枚	630円
701枚～800枚	735円
801枚～900枚	840円
901枚～1,000枚	945円
1,001枚～2,000枚	1,050円
2,001枚以上	1,000枚毎に210円を加算

※なお、100枚以下でも恒常的な両替については別途手数料を申し受ける場合があります。



## 共済事業

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

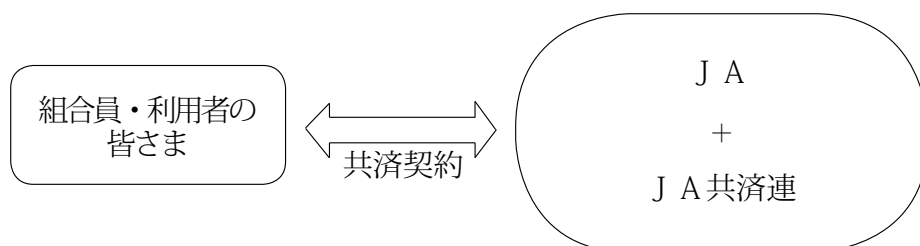
### ◇J A共済の保障プラン

終身共済	万一のときはもちろん、ニーズに合わせた特約により病気やケガなどの備えも自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
がん共済	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。
医療共済	入院や手術はもちろん、がんの治療や先進医療などもしものときの幅広い医療リスクに一生涯備えることができます。
こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。
予定利率変動型 年金共済	豊かな老後のための安心と楽しみを兼ね備えたセカンドライフを支える年金共済です。定期年金タイプと終身年金タイプからお選びいただけます。
建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。
自動車共済	相手への対人・対物賠償をはじめ、ご自身・ご家族などの傷害保障、車輛保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
自賠償共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられている、人身事故の被害者保護のための保障です。

※上記以外にも、ニーズにお応えできる保障プランが各種ございます。

### ◇J A共済の仕組み

J A共済は、平成17年4月1日から、J AとJ A共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。J AとJ A共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A：J A共済窓口です

J A共済連：J A共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

## 購買事業

購買事業とは、組合員や地域住民の皆さまに良質な生産資材や生活資材をできるだけ安価で安定的に供給しようとするものです。

J Aの購買事業は大きく2つに分かれます。ひとつは、肥料・農薬・農業資材・農業機械・農業施設・飼料など営農活動に必要な品目の供給を行う生産資材購買です。もうひとつは、米・一般食料品・日用品・耐久消費財・家庭燃料・L Pガスなど生活に必要な品目を供給する生活資材購買です。また、ホール利用を中心とした葬祭事業、関連して石碑にいたるまで取り扱いを広げています。

皆さまから予約注文を受け、一括購入や流通コストの低減などスケールメリットを生かし、低価格で安心・安全・良質な資材とサービスの提供に貢献しています。

## 販売事業

農業者が生産した農畜産物を、J Aが集荷・販売するのが販売事業です。生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な品物をお届けしています。販売事業では生産物を市場に出荷するほか、選りすぐった農産物を管内の青空市において販売、また、直接消費者に提供しています。

近年、特に強まった消費者の農畜産物に対する安全指向に 대응するため、また、地産地消の取組みを拡大するため、生産履歴の記帳を始めとする安全性の確保対策実施を通じて、消費者に信頼される地元農産物の生産・流通に努めています。

## 指導事業

J Aは多くの事業に取り組んでいますが、根幹となるのが指導事業であり、営農指導・生活指導・教育活動を行っています。

営農指導は、農業生産技術向上のための指導、農業経営改善のための講習・研修の実施など、農業者のニーズに沿ったサービスを提供する事業として理解と支持をいただいています。

生活指導・教育活動は、営農指導や広報活動と連携して、組合員の生活改善と教養・文化を高める活動を展開しています。現在、食農教育がクローズアップされていますが、J Aは消費者・将来を担う子供たちとのコミュニケーション促進を通じて、日本農業と伝統的な食の大切さを改めて認識していただく運動をすすめています。

## 加工事業

仕出事業は、祝儀・不祝儀・年中行事等に欠かせない料理を新鮮な材料で旬の味をお届けしています。特に葬祭関連事業として不祝儀膳を中心に真心込めて提案しています。

農産加工事業においては、農産加工品の販売拡大及び農産加工品の研究と開発に取り組んでいます。

## 利用事業

ライスセンター事業は、品質向上と作業の効率化及び長期的な事業コストの削減をはかるため、機械・器具等の更新を計画的に進めており、経済事業改革の中で課題となってい

る施設の効率利用について検討しています。

葬祭事業は、高齢者福祉活動の一環と位置づけ、葬祭会館の利用を中心に心から喜んでいただける事業運営に努めています。また、利用者への特典を盛込んだ「やすらぎ会員」の普及活動を行っています。

## (2) 系統セーフティネット

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

### ◇「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を2つの柱としています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。JAバンク法（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

### ◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

【経営資料】

I. 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目 ( 資 産 の 部 )	資 産	
	22年度 (平成23年3月31日)	23年度 (平成24年3月31日)
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>136,610,874</b>	<b>134,437,532</b>
(1) 現金	724,906	671,349
(2) 預金	102,742,917	99,991,980
系統預金	102,716,921	99,962,827
系統外預金	25,995	29,153
(3) 有価証券	2,967,926	2,948,307
金融債	2,967,926	2,948,307
(4) 貸出金	30,194,294	30,815,476
(5) その他の信用事業資産	109,615	128,683
未収収益	96,939	102,316
その他の資産	12,676	26,367
(6) 貸倒引当金	△ 128,786	△ 118,264
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>206,146</b>	<b>234,903</b>
(1) 共済貸付金	198,472	227,894
(2) 共済未収利息	2,677	3,411
(3) その他の共済事業資産	5,677	4,376
(4) 貸倒引当金	△ 680	△ 778
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>880,159</b>	<b>917,231</b>
(1) 受取手形	2,422	2,640
(2) 経済事業未収金	323,288	316,973
(3) 経済受託債権	123,295	224,280
(4) 棚卸資産	170,092	253,488
購買品	148,697	155,948
販売品	14,160	90,539
製品	—	189
諸材料	7,233	6,810
(5) その他の経済事業資産	265,340	122,709
(6) 貸倒引当金	△ 4,280	△ 2,861
<b>4. 雑資産</b>	<b>116,629</b>	<b>175,710</b>
<b>5. 固定資産</b>	<b>5,359,939</b>	<b>5,100,718</b>
(1) 有形固定資産	5,342,248	5,077,343
建物	5,113,598	5,080,715
機械装置	1,080,725	1,072,270
土地	3,288,660	3,228,704
建設仮勘定	—	9,061
その他の有形固定資産	1,121,492	1,133,614
減価償却累計額	△ 5,262,227	△ 5,447,023
(2) 無形固定資産	17,691	23,374
<b>6. 外部出資</b>	<b>5,137,005</b>	<b>6,604,485</b>
(1) 外部出資	5,137,005	6,604,485
系統出資	4,950,994	6,419,494
系統外出資	186,011	184,991
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>86,135</b>	<b>76,977</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>148,396,890</b>	<b>147,547,557</b>

(単位：千円)

負債及び純資産		
科目	22年度(平成23年3月31日)	23年度(平成24年3月31日)
( 負債の部 )		
<b>1. 信用事業負債</b>	<b>137,489,920</b>	<b>136,726,475</b>
(1) 貯金	134,299,828	133,913,721
(2) 借入金	2,686,107	2,563,876
(3) その他の信用事業負債	503,984	248,877
未払費用	211,960	152,656
その他の負債	292,023	96,221
<b>2. 共済事業負債</b>	<b>944,932</b>	<b>971,530</b>
(1) 共済借入金	196,867	226,909
(2) 共済資金	357,617	366,620
(3) 共済未払利息	2,699	3,405
(4) 未経過共済付加収入	380,988	366,772
(5) 共済未払費用	6,759	7,822
<b>3. 経済事業負債</b>	<b>435,924</b>	<b>417,472</b>
(1) 経済事業未払金	284,349	267,999
(2) 経済受託債権	150,138	148,431
(3) その他の経済事業負債	1,436	1,041
<b>4. 雑負債</b>	<b>370,337</b>	<b>380,449</b>
(1) 未払法人税等	83,500	28,700
(2) 資産除去債務	24,317	24,844
(3) その他の負債	262,519	326,904
<b>5. 諸引当金</b>	<b>1,153,201</b>	<b>1,077,860</b>
(1) 賞与引当金	177,555	160,712
(2) 退職給付引当金	958,625	906,758
(3) 役員退職慰労引当金	15,444	10,389
(4) 環境対策引当金	1,576	—
<b>6. 再評価に係る繰延税金負債</b>	<b>640,067</b>	<b>553,848</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>141,034,383</b>	<b>140,127,636</b>
( 純資産の部 )		
<b>1. 組合員資本</b>	<b>6,134,652</b>	<b>6,176,402</b>
(1) 出資金	1,731,592	1,737,176
(2) 再評価積立金	330	330
(3) 資本準備金	6,463	6,463
(4) 利益剰余金	4,401,438	4,437,109
利益準備金	1,754,930	1,771,930
その他の利益剰余金	2,646,508	2,665,179
減損会計対応積立金	350,000	232,800
信用事業基盤強化・整備積立金	700,000	708,500
施設更新積立金	600,000	608,500
税効果会計対応積立金	116,000	98,000
特別積立金	639,905	669,905
当期末処分剰余金	240,603	347,474
(うち当期剰余金)	(83,789)	(38,081)
(5) 処分未済持分	△ 5,172	△ 4,677
<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>1,227,853</b>	<b>1,243,517</b>
(1) その他有価証券評価差額金	46,868	34,969
(2) 土地再評価差額金	1,180,984	1,208,548
<b>純資産の部合計</b>	<b>7,362,506</b>	<b>7,419,920</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>148,396,890</b>	<b>147,547,557</b>

## 2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	22 年度	23 年度
	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<b>1. 事業総利益</b>	<b>3,057,464</b>	<b>2,952,206</b>
(1) 信用事業収益	1,584,135	1,455,490
資金運用収益	1,470,334	1,378,765
(うち預金利息)	(786,443)	(717,418)
(うち有価証券利息)	(48,671)	(40,646)
(うち貸出金利息)	(635,208)	(607,000)
(うちその他受入利息)	(12)	(13,701)
役務取引等収益	59,322	57,520
その他事業直接収益	36,496	150
その他経常収益	17,981	19,054
(2) 信用事業費用	436,003	362,447
資金調達費用	260,357	210,179
(うち貯金利息)	(189,651)	(147,987)
(うち給付補てん備金繰入)	(16,876)	(13,606)
(うち借入金利息)	(52,489)	(47,069)
(うちその他支払利息)	(1,340)	(1,516)
役務取引等費用	11,468	23,284
その他経常費用	164,177	128,983
(うち貸倒引当金繰入額)	(5,153)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 10,521)
<b>信用事業総利益</b>	<b>1,148,132</b>	<b>1,093,043</b>
(3) 共済事業収益	1,094,382	1,114,424
共済付加収入	1,061,232	1,080,500
共済貸付金利息	5,562	6,997
その他の収益	27,586	26,926
(4) 共済事業費用	90,516	89,218
共済借入金利息	5,548	6,936
共済推進費	50,831	48,757
共済保全費	12,659	12,652
その他の費用	21,477	20,870
(うち貸倒引当金繰入額)	(150)	(98)
<b>共済事業総利益</b>	<b>1,003,865</b>	<b>1,025,206</b>
(5) 購買事業収益	3,075,445	3,037,044
購買品供給高	2,991,532	2,960,116
修理サービス費	21,915	25,718
その他の収益	61,996	51,210
(6) 購買事業費用	2,570,348	2,554,830
購買品供給原価	2,474,420	2,468,299
購買品供給費	35,899	30,441
修理サービス費	1,729	2,802
その他の費用	58,298	53,287
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 1,125)
(うち貸倒損失)	(10)	(-)
<b>購買事業総利益</b>	<b>505,097</b>	<b>482,214</b>
(7) 販売事業収益	185,629	253,892
販売品販売高	118,860	203,779
販売手数料	51,123	33,485
その他の収益	15,646	16,627
(8) 販売事業費用	112,704	207,093
販売品販売原価	105,779	189,624
その他の費用	6,924	17,468
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(12)
<b>販売事業総利益</b>	<b>72,925</b>	<b>46,798</b>
(9) 農業倉庫事業収益	28,996	21,897
(10) 農業倉庫事業費用	9,539	9,118
(うち貸倒引当金繰入額)	(2)	(-)
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 4)
<b>農業倉庫事業総利益</b>	<b>19,457</b>	<b>12,779</b>

(単位：千円)

科 目	22 年度		23 年度	
	(自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)		(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	
(11) 加工事業収益		187,346		178,778
(12) 加工事業費用		70,936		66,055
(うち貸倒引当金繰入額)		(207)		(-)
(うち貸倒引当金戻入益)		(-)		(△ 77)
(うち貸倒損失)		(10)		(14)
<b>加工事業総利益</b>		<b>116,410</b>		<b>112,722</b>
(13) 利用事業収益		317,953		309,420
(14) 利用事業費用		124,286		124,784
(うち貸倒引当金繰入額)		(64)		(-)
(うち貸倒引当金戻入益)		(-)		(△ 141)
(うち貸倒損失)		(5)		(28)
<b>利用事業総利益</b>		<b>193,667</b>		<b>184,635</b>
(15) 宅地等供給事業収益		9,604		6,458
(16) 宅地等供給事業費用		677		490
<b>宅地等供給事業総利益</b>		<b>8,927</b>		<b>5,968</b>
(17) 指導事業収入		8,109		9,124
(18) 指導事業支出		19,127		20,287
<b>指導事業収支差額</b>		<b>△ 11,017</b>		<b>△ 11,162</b>
<b>2. 事業管理費</b>		<b>2,847,525</b>		<b>2,812,624</b>
(1) 人件費		2,104,071		2,103,143
(2) 業務費		227,330		218,725
(3) 諸税負担金		83,600		81,545
(4) 施設費		413,015		391,806
(5) その他事業管理費		19,506		17,403
<b>事業利益</b>		<b>209,939</b>		<b>139,581</b>
<b>3. 事業外収益</b>		<b>66,540</b>		<b>90,236</b>
(1) 受取雑利息		194		106
(2) 受取出資配当金		6,771		40,542
(3) 賃貸料		30,029		29,440
(4) 貸倒引当金戻入益		-		5
(5) 償却債権取立益		-		56
(6) 雑収入		29,544		20,087
<b>4. 事業外費用</b>		<b>33,401</b>		<b>25,652</b>
(1) 寄付金		21,190		20,305
(2) 雑損失		12,210		5,347
(3) 貸倒引当金繰入		0		-
<b>経常利益</b>		<b>243,079</b>		<b>204,166</b>
<b>5. 特別利益</b>		<b>3,545</b>		<b>7</b>
(1) 固定資産処分益		1,707		7
(2) 貸倒引当金戻入益		1,802		-
(3) 償却債権取立益		35		-
<b>6. 特別損失</b>		<b>37,268</b>		<b>127,051</b>
(1) 固定資産処分損		11,344		1,306
(2) 減損損失		12,253		125,744
(3) 資産除去債務費用		11,893		-
(4) 環境対策引当金繰入		1,576		-
(5) その他特別損失		199		-
<b>税引前当期利益</b>		<b>209,356</b>		<b>77,122</b>
法人税、住民税及び事業税		84,702		40,347
法人税等調整額		40,864		△ 1,306
<b>法人税等合計</b>		<b>125,566</b>		<b>39,041</b>
<b>当期剰余金</b>		<b>83,789</b>		<b>38,081</b>
<b>当期首繰越剰余金</b>		<b>108,190</b>		<b>125,221</b>
<b>減損会計対応積立金目的取崩</b>		<b>-</b>		<b>125,700</b>
<b>税効果対応積立金目的取崩額</b>		<b>41,000</b>		<b>18,000</b>
<b>土地再評価差額金取崩額</b>		<b>7,623</b>		<b>40,472</b>
<b>当期末処分剰余金</b>		<b>240,603</b>		<b>347,474</b>

### 3. 注記表

区分	22年度	23年度
<p>[1] 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記</p>	<p>1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法            (1) 有価証券の評価基準及び評価方法            有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。            ①その他有価証券            (ア) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法            (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)            (イ) 時価のないもの：移動平均法による原価法            (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法            棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次によっています。            ①購買品：売却還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）            ②購買品（J A グリーン）：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）            ③販売品（買取米）：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）            ④その他の棚卸資産：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(3) 固定資産の減価償却の方法            ①有形固定資産            建物：平成10年3月31日以前に取得したものは、旧定率法を採用しています。また、平成10年4月1日以後取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法を、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法を採用しています。</p>	<p>1. 次に掲げるものの評価基準及び評価方法            (1) 有価証券の評価基準及び評価方法            有価証券の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。            ①その他有価証券            (ア) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法            (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)            (イ) 時価のないもの：移動平均法による原価法            (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法            棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次によっています。            ①購買品：売却還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）            ②購買品（J A グリーンの青果・一般食品）：売却還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）            ③購買品（J A グリーンの青果・一般食品以外）：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）            ④販売品（買取米）：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）            ⑤その他の棚卸資産：最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）</p> <p>(3) 固定資産の減価償却の方法            ①有形固定資産            建物（建物附属設備を除く。）            平成10年3月31日以前に取得したものについては、旧定率法を採用しています。また、平成10年4月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く。）については旧定額法を、平成19年4月1日以後に取得したものに</p>



区分	22年度	23年度
	<p>建物以外：平成19年3月31日以前に取得したもののについては、旧定率法を採用しています。また、平成19年4月1日以後に取得したもののについては、定率法を採用しています。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、原則、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。</p> <p>また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産の一部については法人税法の規定に基づき、一括3年償却を行っています。</p> <p>②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、当JA利用ソフトウェアについては、5年で均等償却を行っています。</p> <p>(4) 引当金の計上基準 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）にかかる債権及び法的に経営破綻の事実が発生していないもの実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）にかかる債権については、帳簿価額（債権額）から、担保の処分回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権</p>	<p>建物は定額法を採用しています。 建物（建物附属設備を除く。）以外 平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定率法を、平成19年4月1日以後に取得したもののについては、定率法を採用しています。</p> <p>なお、耐用年数及び残存価額については、原則、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。</p> <p>ただし、減損処理を行った資産については、経済的残存耐用年数を残存耐用年数とし、経済的残存使用年数到来時において予想されるその資産の正味売却価額を残存価額としています。</p> <p>また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産の一部については法人税法の規定に基づき、3年で均等償却しています。</p> <p>②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、当JA利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(4) 引当金の計上基準 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）にかかる債権及び法的に経営破綻の事実が発生していないもの実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）にかかる債権については、帳簿価額（債権額）から、担保の処分回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権</p>

区分	22年度	23年度
	<p>については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の正常先、要注意先（要管理先を含む。）にかかると債権については、貸倒実績率に基づく予想損失率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しております。なお、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の10により算定した金額に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当等を行っております。</p> <p>②賞与引当金 賞与支給基準に基づき、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しております。</p> <p>③退職給付引当金 退職給付にかかる会計基準を適用し、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異の未処理額はありません。</p> <p>また、当JAは職員数300人未満（退職金支給対象者）の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号；平成11年9月14日）により簡便法を採用しています。</p> <p>④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労規程に基づき期末要支給額を計上しております。</p> <p>⑤環境対策引当金 環境対策引当金は、当JAが保管するPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物等の処理費用等の支出に備えるため、今後発生する</p>	<p>については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の正常先、要注意先（要管理先を含む。）にかかると債権については、貸倒実績率に基づく予想損失率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しております。なお、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の10により算定した金額に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当等を行っております。</p> <p>②賞与引当金 賞与支給基準に基づき、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、次期支給の賞与見積額のうち当期に属する期間対応分を計上しております。</p> <p>③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異の未処理額はありません。</p> <p>また、当JAは職員数300人未満（退職金支給対象者）の小規模企業等に該当するため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号；平成11年9月14日）により簡便法を採用しています。</p> <p>④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労規程に基づき期末要支給額を計上しております。</p>

区分	22年度	23年度
	<p>と見込まれる金額を計上しています。</p> <p>(5) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」適用開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。 なお、今期に取引を開始したリース取引については、個々のリース資産について重要性を判断したうえで、「重要性が乏しい」と認められるものは通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を行っております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産にかかる控除対象外消費税等は繰延消費税として雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(7) 記載金額の端数処理 貸借対照表、損益計算書、注記表及び附属明細書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。 そのため、内訳金額を合計した金額が合計欄記載の金額と一致しない場合があります。 なお、金額が千円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>2. 会計方針の変更 (1) 会計方針の変更にかかる注記 「資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）」が平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用されたことに</p>	<p>(5) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」適用開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。 なお、今期に取引を開始したリース取引については、個々のリース資産について重要性を判断したうえで、「重要性が乏しい」と認められるものは通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理を行っております。</p> <p>(6) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産にかかる控除対象外消費税等は繰延消費税として雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(7) 記載金額の端数処理 貸借対照表、損益計算書、注記表及び附属明細書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。 そのため、内訳金額を合計した金額が合計欄記載の金額と一致しない場合があります。 なお、金額が千円未満の科目については「0」で表示しております。</p>

区分	22年度	23年度
	<p>           伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しています。            本会計基準並びに適用指針の適用に伴い、従来の方法に比べ「有形固定資産」中の建物には19,668千円、「繰延税金負債」は3,461千円、「雑負債（資産除去債務）」は24,317千円それぞれ増加しております。また、当会計年度にかかる減価償却費及び利息費用として事業管理費は1,259千円増加し、過年度にかかる同費用を資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額として11,893千円を「特別損失（その他の特別損失）」として計上したことにより、事業利益は1,259千円、税引前当期利益は13,152千円減少しております。         </p> <p>           (2) その他の注記            ①貸借対照表様式の変更            農業協同組合法施行規則の改正（平成23年3月24日農林水産省令第10号）により、「雑負債」の内訳として「資産除去債務」を表示しております。            ②表示区分の変更            当JAは、これまで公益法人である関係団体（（社）岡山県農業開発研究所、（社）岡山県農協信用保証センター、（社）岡山県農協電算センター、（社）岡山県農業会館）に対する拠出金は、「外部出資」勘定で処理しておりました。            この度、拠出先である関係団体においては、当該金銭が「債務」であると認識したうえで、定款の一部を変更し、「加入預り金」として債務へ振り替る旨通知を受けました。            これを受け当JAとしても関係団体への拠出金については「債権」と整理し、「預け金」へ振り替えております。            これにより、総資産に変動はありませんが、雑資産が79,070千円増加し、外部出資が79,070千円減少しております。         </p>	

区分

[2] 貸借対照表に関する注記

22年度

1. 有形固定資産については、圧縮記帳額を控除した残額のみを記載しており、その圧縮記帳額は594,076千円です。

2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ライセンスセンター設備及び本店電話設備、車両農機センター機械備品、農業倉庫設備、コイン精米機の一部は、リース契約により使用しています。なお、これらのリース資産にかかる未経過リース料期末残高相当額は、41,422千円です。

3. 担保に供した資産等は次のとおりです。

(単位：千円)

担保に供している資産		担保権によって担保されている債務	
種類	期末帳簿価額	内容	期末残高
農林中央金庫定期預金	4,000,000	農林中央金庫為替担保	—
系統外定期預金	4,500	市・町収納代理業務	23,371
信用差入保証金	160	岡山市・備前市水道事業以納取扱業務	32
差入保証金	600	宅地建物取引業のための法務局保証金	—
合計	4,005,260	合計	23,403

4. 理事及び監事に対する金銭債権・債務の総額  
 理事及び監事に対する金銭債権の総額 16,934千円  
 理事及び監事に対する金銭債務の総額 金銭債務はありません。

5. 貸出金のうちリスク管理債権

(単位：千円)

区分	金額
破綻先債権	12,242
延滞債権	211,221
3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	223,464

23年度

1. 有形固定資産については、圧縮記帳額を控除した残額のみを記載しており、その圧縮記帳額は594,076千円です。

2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、ライセンスセンター設備及び本店電話設備、車両農機センター機械備品、農業倉庫設備の一部は、リース契約により使用しています。なお、これらのリース資産にかかる未経過リース料期末残高相当額は、27,682千円です。

3. 担保に供した資産等は次のとおりです。

(単位：千円)

担保に供している資産		担保権によって担保されている債務	
種類	期末帳簿価額	内容	期末残高
農林中央金庫定期預金	4,000,000	質権 農林中央金庫為替担保	—
系統外定期預金	4,500	質権 市・町収納代理業務	—
信用差入保証金	260	保証金 岡山市・備前市水道事業以納取扱業務	—
差入保証金	600	保証金 宅地建物取引業のための法務局保証金	—
合計	4,005,360	合計	—

4. 理事及び監事に対する金銭債権・債務の総額  
 理事及び監事に対する金銭債権の総額 30,391千円  
 理事及び監事に対する金銭債務の総額 金銭債務はありません。

5. 貸出金のうちリスク管理債権

(単位：千円)

区分	金額
破綻先債権	5,663
延滞債権	210,206
3か月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	215,869

区分	22年度	23年度
	<p>[破綻先債権]</p> <p>元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。</p> <p>[延滞債権]</p> <p>未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。</p> <p>[3カ月以上延滞債権]</p> <p>元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く。）をいいます。</p> <p>[貸出条件緩和債権]</p> <p>債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く。）をいいます。</p> <p>なお、リスク管理債権は、当該債権額を開示するものであり、担保・保証等による保全の有無及び個別貸倒引当金で引き当てられているものを考慮しておりませんので、開示額は回収不能額を表すものではありません。</p> <p>6. 「土地の再評価に関する法律」に基づき土地再評価差額金を計上した場合の再評価の方法及び同法第10条に規定する差額</p> <p>「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、</p>	<p>[破綻先債権]</p> <p>元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。</p> <p>[延滞債権]</p> <p>未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援をはかることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。</p> <p>[3カ月以上延滞債権]</p> <p>元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く。）をいいます。</p> <p>[貸出条件緩和債権]</p> <p>債務者の経営再建又は支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く。）をいいます。</p> <p>なお、リスク管理債権は、当該債権額を開示するものであり、担保・保証等による保全の有無及び個別貸倒引当金で引き当てられているものを考慮しておりませんので、開示額は回収不能額を表すものではありません。</p> <p>6. 「土地の再評価に関する法律」に基づき土地再評価差額金を計上した場合の再評価の方法及び同法第10条に規定する差額</p> <p>「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、</p>

区分	22年度	23年度
<p>[3] 損益計算書に関する注記</p>	<p>当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●再評価を行った年月日 平成11年3月31日</li> <li>●同法律第3条3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出する方法」に基づき算出</li> </ul> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額864,274千円</p> <p>1. 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要等 当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、営業店舗については支店及び生活関連店舗ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産、貸貸固定資産）については、各固定資産をグループングの最小単位としています。 さらに、独立したキャッシュ・フローを産出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、組合員の営農等の便宜上廃止することができない営農関連施設等については共用資産と認識しています。なお、共用資産は全体及び基幹支店単位にあります。</p> <p>(1) 減損損失を認識した資産又は資産グループの用途、種類、場所などの概要 当期に減損損失を計上した資産又は資産グループは次のとおりです。</p>	<p>当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●再評価を行った年月日 平成11年3月31日</li> <li>●同法律第3条3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出する方法」に基づき算出</li> </ul> <p>再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額：956,163千円</p> <p>1. 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要等 当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、営業店舗については支店及び生活関連店舗ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産、貸貸固定資産）については、各固定資産をグループングの最小単位としています。 さらに、独立したキャッシュ・フローを産出せず他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本店、組合員の営農等の便宜上廃止することができない営農関連施設等については共用資産と認識しています。なお、共用資産は全体及び基幹支店単位にあります。</p> <p>(1) 減損損失を認識した資産又は資産グループの用途、種類、場所などの概要 当期に減損損失を計上した資産又は資産グループは次のとおりです。</p>

区分

22年度

資産又は資産グループ	用途	種類	場所	その他
旧玉井支店	遊休資産	土地	岡山市東区瀬戸町観音寺 249-1	業務外資産
旧大内支所	遊休資産	土地	岡山市東区瀬戸町大内 985-1	業務外資産
旧小野田支店	遊休資産	土地	赤磐市殿谷 167-1	業務外資産
旧伊部支所	業務外貸資産	建物 構築物 器具備品	備前市伊部 1331-2	業務外資産
旧西鶴山支所	遊休資産	土地	備前市畠田 326-3、327-9	業務外資産
旧備前燃料センター	遊休資産	土地	備前市香登 236-2	業務外資産
旧三石支所	遊休資産	土地	備前市三石 334-3、334-5	業務外資産
旧日笠支所	業務外貸資産	建物 構築物	和気郡和気町日笠上 72	業務外資産
旧和気支所	業務外貸資産	建物	和気郡和気町和気 702	業務外資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

資産又は資産グループ	認識に至った経緯
旧玉井支所	遊休の状況にあるため減損の兆候に該当しています。当該資産は早期処分対象であることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧大内支店	遊休の状況にあるため減損の兆候に該当しています。当該資産は早期処分対象であることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧小野田支店	遊休の状況にあるため減損の兆候に該当しています。当該資産は早期処分対象であることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧伊部支所	J Aの事業用としては、直接使用していない業務外固定資産の状況であるため減損の兆候に該当しています。現在、貸資産として使用していることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。

23年度

資産又は資産グループ	用途	種類	場所	その他
旧玉井支所	遊休資産	土地	岡山市東区瀬戸町観音寺 249-1	業務外資産
旧大内支店	遊休資産	土地	岡山市東区瀬戸町大内 985-1	業務外資産
旧小野田支店	遊休資産	土地	赤磐市殿谷 167-1	業務外資産
旧西鶴山支所	遊休資産	土地	備前市畠田 326-3、327-9	業務外資産
旧備前燃料センター	遊休資産	土地	備前市香登 236-2	業務外資産
旧三石支所	遊休資産	土地	備前市三石 334-3、334-5	業務外資産
旧日笠支所	業務外貸資産	建物 構築物	和気郡和気町日笠上 72	業務外資産
旧和気支所	業務外貸資産	建物	和気郡和気町和気 702	業務外資産
赤坂基幹支店グループ	事業用資産	土地 建物 構築物 機械装置 車輦運搬器具 器具備品 無形固定資産	赤磐市町苅田 1301 赤磐市町苅田 1326-6 赤磐市惣分 26-1	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

資産又は資産グループ	認識に至った経緯
旧玉井支所	遊休の状況にあるため減損の兆候に該当しています。当該資産は早期処分対象であることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧大内支店	遊休の状況にあるため減損の兆候に該当しています。当該資産は早期処分対象であることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧小野田支店	遊休の状況にあるため減損の兆候に該当しています。当該資産は早期処分対象であることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧西鶴山支所	遊休の状況にあるため減損の兆候に該当しています。当該資産は早期処分対象であることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。



区分

22年度

資産又は資産グループ	認識に至った経緯
旧西鶴山支所	遊休の状況にあるため減損の兆候に該当しています。当該資産は早期処分対象であることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧備前燃料センター	遊休の状況にあるため減損の兆候に該当しています。当該資産は早期処分対象であることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧三石支所	遊休の状況にあるため減損の兆候に該当しています。当該資産は早期処分対象であることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧日笠支所	J Aの事業用としては、直接使用していない業務外固定資産の状況であるため減損の兆候に該当しています。現在、賃貸資産として使用していることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧和気支所	J Aの事業用としては、直接使用していない業務外固定資産の状況であるため減損の兆候に該当しています。現在、賃貸資産として使用していることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

資産又は資産グループ	減損損失額(千円)	主な固定資産の種類ごとの減損損失額(千円)
旧玉井支所	63	土地：63
旧大内支店	228	土地：228
旧小野田支店	188	土地：188
旧伊部支所	2,055	建物：2,046 構築物：1 器具備品：8
旧西鶴山支所	287	土地：287
旧備前燃料センター	8,417	土地：8,417
旧三石支所	136	土地：136
旧日笠支所	406	建物：383 構築物：23
旧和気支所	468	建物：468

23年度

資産又は資産グループ	認識に至った経緯
旧備前燃料センター	遊休の状況にあるため減損の兆候に該当しています。当該資産は早期処分対象であることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧三石支所	遊休の状況にあるため減損の兆候に該当しています。当該資産は早期処分対象であることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧日笠支所	J Aの事業用としては、直接使用していない業務外固定資産の状況であるため減損の兆候に該当しています。現在、賃貸資産として使用していることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
旧和気支所	J Aの事業用としては、直接使用していない業務外固定資産の状況であるため減損の兆候に該当しています。現在、賃貸資産として使用していることから処分可能額で評価し、その評価額が帳簿価額を下回るためその差額を減損損失として認識しました。
赤坂幹支店グループ	J Aの事業用資産であるが、グループの営業利益が過去2期連続赤字で、当期の営業利益も赤字の状況であるため減損の兆候に該当しています。現在、事業用資産として使用していることから処分可能額で評価し、その金額が帳簿価額を下回るため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、その差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

資産又は資産グループ	減損損失額(千円)	主な固定資産の種類ごとの減損損失額(千円)
旧玉井支所	255	土地：255
旧大内支店	495	土地：495
旧小野田支店	219	土地：219
旧西鶴山支所	663	土地：663
旧備前燃料センター	815	土地：815
旧三石支所	147	土地：147
旧日笠支所	1,259	建物：1,242 構築物：17
旧和気支所	1,500	建物：1,500

区分

22年度

23年度

(4) 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算出方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

資産又は資産グループ	回収可能額として採用した基準	時価の算出方法又は割引率
旧玉井支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価しています。
旧大内支店	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価しています。
旧小野田支店	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価しています。
旧伊部支所	正味売却価額	建物の売却見込額より売却手数料、撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧西鶴山支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価しています。
旧備前燃料センター	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、建物の撤去、処分経費見込額、土壌汚染調査費を差し引いて評価しています。
旧三石支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価しています。
旧日笠支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、建物の売却見込額より売却手数料、撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧和気支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、建物の売却見込額より売却手数料、撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。

1. 金融商品の状況に関する事項  
 (1) 金融商品に対する取り組み方針  
 当 J A は、組合員等から預った貯金を原資に、農家等組合員のほ

(4) 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算出方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

資産又は資産グループ	減損損失額(千円)	主な固定資産の種類ごとの減損損失額(千円)
赤坂基幹支店グループ	120,389	土地：57,359 建物：54,844 構築物：1,513 機械装置：2,390 車輻運搬具：218 器具備品：3,707 無形固定資産：354

資産又は資産グループ	回収可能額として採用した基準	時価の算出方法又は割引率
旧玉井支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価しています。
旧大内支店	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価しています。
旧小野田支店	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価しています。
旧西鶴山支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価しています。
旧備前燃料センター	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、建物の売却見込額より売却手数料、撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧三石支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価しています。
旧日笠支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、建物の売却見込額より売却手数料、撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
旧和気支所	正味売却価額	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、建物の売却見込額より売却手数料、撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。
赤坂基幹支店グループ	正味売却価格	土地の正味売却価格を固定資産税評価額により評価し、建物の売却見込額より売却手数料、撤去、処分経費見込額を差し引いて評価しています。

1. 金融商品の状況に関する事項  
 (1) 金融商品に対する取り組み方針  
 当 J A は、組合員等から預った貯金を原資に、農家等組合員の

[4] 金融商品に関する注記

区分	22年度	23年度
	<p>か地域内の団体等へ貸付けのほか、農林中央金庫へ預け入れていきます。またそのほか、安全性の高い国債や金融債（農林債）などの債券を中心に有価証券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当JAが保有する金融資産は、主として地区内に居住する組合員等に対する貸出金、系統金融機関である農林中央金庫への預金及び有価証券です。</p> <p>貸出金は顧客の契約不履行によりもたらされる信用リスクにさらされており、当期決算日現在の貸出金のうち55.5%は個人に対する住宅関連融資であり、雇用環境を巡る経済情勢等の悪化等により、契約条件に従った債務履行がされない可能性があります。</p> <p>また、有価証券は主に純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。</p> <p>借入金は、一定の環境の下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされています。</p> <p>(3) 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>①信用リスクの管理</p> <p>当JAは、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。</p> <p>審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。</p> <p>貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。</p>	<p>か地域内の団体等へ貸付けのほか、農林中央金庫へ預け入れていきます。またそのほか、安全性の高い国債や金融債（農林債）などの債券を中心に有価証券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当JAが保有する金融資産は、主として地区内に居住する組合員等に対する貸出金、系統金融機関である農林中央金庫への預金及び有価証券です。</p> <p>貸出金は融資先の契約不履行によりもたらされる信用リスクにさらされており、貸出金のうち52.8%が個人に対する住宅関連融資であることから、今後、雇用環境を巡る経済情勢等の悪化等により、契約条件に従った債務履行がされない可能性があります。</p> <p>また、有価証券は主に純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利変動リスク及び市場価格の変動リスクにさらされています。</p> <p>借入金は、一定の環境の下で市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクにさらされています。</p> <p>(3) 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>①信用リスクの管理</p> <p>当JAは、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し、各支店との連携をはかりながら、与信審査を行っています。</p> <p>審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。</p> <p>貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。</p>

区分	22年度	23年度
	<p>また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>②市場リスクの管理</p> <p>当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L Mを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構築の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。</p> <p>運用部門は、理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>市場リスクに係る定量的情報 (トレーディング目的以外の金融商品)</p> <p>当J Aで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当J Aにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当J Aでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p>	<p>また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>②市場リスクの管理</p> <p>当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したA L Mを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構築の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。</p> <p>運用部門は、理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>市場リスクに係る定量的情報</p> <p>当J Aで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当J Aにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当J Aでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p>

区分	22年度	23年度
	<p>用しています。</p> <p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.15%上昇したものと想定した場合には、経済価値が95,288千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかると未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等</p> <p>当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。</p> <p>なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについて</p>	<p>金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が2.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が848,079千円減少するものと把握しています。</p> <p>当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。</p> <p>また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。</p> <p>なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかると未実行金額についても含めて計算しています。</p> <p>③資金調達に係る流動性リスクの管理</p> <p>当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。</p> <p>(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等</p> <p>当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。</p> <p>なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについて</p>

区分

22年度

ては、次表には含めず(3)に記載しています。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	102,742,917	102,561,446	△ 181,470
有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	2,967,926	2,967,926	—
貸出金	30,194,294		
貸倒引当金(※1)	△ 128,786		
貸倒引当金控除後	30,065,508	31,357,627	1,292,118
経済事業未収金	323,288		
貸倒引当金(※2)	△ 4,280		
貸倒引当金控除後	319,008	319,008	—
資産計	136,095,360	137,206,008	1,110,648
貯金	134,299,828	134,172,095	△ 127,732
借入金	2,686,107	2,750,769	64,661
経済事業未払金	284,349	284,349	—
負債計	137,270,285	137,207,215	△ 63,070

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

資産

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクリートである円L1 BOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない

23年度

ては、次表には含めず(3)に記載しています。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	99,991,980	99,811,009	△ 180,971
有価証券			
その他有価証券	2,948,307	2,948,307	—
貸出金	30,815,476		
貸倒引当金(※1)	△ 118,264		
貸倒引当金控除後	30,697,211	32,175,889	1,478,677
資産計	133,637,499	134,935,205	1,297,706
貯金	133,913,721	133,763,657	△ 150,063
借入金	2,563,876	2,644,902	81,025
負債計	136,477,598	136,408,560	△ 69,038

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

資産

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクリートである円L1 BOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない

区分	22年度	23年度
	<p>り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。</p> <p>一方、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>④経済事業未収金          経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはば等しいことから、当該帳簿価額によつています。</p> <p>また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>負債          ①貯金          要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。</p> <p>また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>②借入金          借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反</p>	<p>り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつています。</p> <p>一方、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。</p> <p>負債          ①貯金          要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。</p> <p>また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。</p> <p>②借入金          借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反</p>

区分

22年度

映し、また当JAの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	5,137,005
合計	5,137,005

(※1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

23年度

映し、また当JAの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資(※1)	6,604,485
合計	6,604,485

(※1) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。



区分

22年度

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	102,742,917	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	500,000	2,200,000	200,000	-	-
貸出金 (※1・2・3)	3,251,518	2,306,940	2,143,934	1,964,610	1,810,160	18,697,215
経済事業未収金 (※4)	320,115	-	-	-	-	-
合計	106,314,551	2,806,940	4,343,934	2,164,610	1,810,160	18,697,215

(※1) 貸出金のうち、当座貸越629,042千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。  
 (※2) 貸出金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等19,882千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。  
 (※3) 貸出金には分割実行案件の未実行額が含まれています。  
 (※4) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等3,173千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 貯金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1・2)	114,293,421	7,147,969	4,543,978	621,625	577,131	-
借入金	344,550	317,496	298,715	256,457	232,636	1,152,632
合計	114,637,972	7,465,465	4,842,693	878,082	809,766	1,152,632

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。  
 (※2) 貯金のうち、定期積金7,115,704千円については含めていません。

[5] 有価証券に関する  
 注記  
 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。  
 (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの  
 当J Aでは満期保有目的の債券は保有しておりません。

23年度

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	99,991,980	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	500,000	2,200,000	200,000	-	-	-
貸出金 (※1・2)	3,996,881	2,257,296	2,094,384	1,934,494	1,737,344	18,660,818
合計	104,488,862	4,457,296	2,294,384	1,934,494	1,737,344	18,660,818

(※1) 貸出金のうち、当座貸越596,818千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。  
 (※2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等134,255千円は償還の予定を把握することが困難なため、含めていません。

(5) 貯金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※1)	119,956,153	6,101,592	5,693,430	1,112,321	1,027,713	22,510
借入金	316,653	297,729	270,281	246,772	222,625	1,142,664
合計	120,272,806	6,399,321	5,963,712	1,359,093	1,250,339	1,165,174

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

区分

22年度

23年度

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	
			債券	金額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	2,900,000	2,967,926	67,926	
金融債	2,900,000	2,967,926	67,926	
小計	2,900,000	2,967,926	67,926	
合計	2,900,000	2,967,926	67,926	

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	
			債券	金額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	2,900,000	2,948,307	48,307	
金融債	2,900,000	2,948,307	48,307	
小計	2,900,000	2,948,307	48,307	
合計	2,900,000	2,948,307	48,307	

上記評価差額から繰延税金負債 21,057 千円を差し引いた金額 46,868 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

上記評価差額から繰延税金負債 13,337 千円を差し引いた金額 34,969 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 有価証券の売却等

- (1) 当期中に売却した満期保有目的の債券  
当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (2) 当期中に売却したその他有価証券

債券	売却額	売却益	売却損	
			国債	金融債
国債	10,152	33		
金融債	2,536,463	36,463		
合計	2,546,615	36,496		

2. 有価証券の売却

- (1) 当期中に売却したその他有価証券

債券	売却額	売却益	売却損	
			国債	金融債
国債	20,054	150		
金融債	20,054	150		
合計	20,054	150		

3. 有価証券の保有目的の変更

当期中において、保有目的区分を変更した有価証券はありません。

4. 有価証券の減損処理

当期中において、減損処理を行った有価証券はありません。

[6] 退職給付に関する注記

- 1. 採用している退職給付制度  
職員の退職給付に備えるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度を採用しています。この制度に加え、同規程に基づき退職給付

- 1. 採用している退職給付制度  
職員の退職給付に備えるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退

区分	22年度	23年度
	<p>の一部分にあてためためJA全国役職員共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。</p> <p>なお、特定退職金共済制度の積立金額は、733,771千円です。</p> <p>また、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。</p>	<p>職給付の一部分にあてためためJA全国役職員共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。</p> <p>なお、特定退職金共済制度の積立金額は、745,982千円です。</p> <p>また、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。</p>
2.	<p>退職給付債務及びその内訳</p> <p>退職給付債務 △ 958,625 千円</p> <p>年金資産 - 千円</p> <p>会計基準変更時差異の未処理額 - 千円</p> <p>退職給付引当金 △ 958,625 千円</p>	<p>退職給付債務及びその内訳</p> <p>退職給付債務 △ 906,758 千円</p> <p>年金資産 - 千円</p> <p>会計基準変更時差異の未処理額 - 千円</p> <p>退職給付引当金 △ 906,758 千円</p>
3.	<p>退職給付費用の内訳</p> <p>勤務費用 43,647 千円</p> <p>過去勤務債務の費用処理額 - 千円</p> <p>会計基準変更時差異の費用処理額 - 千円</p> <p>臨時に支払った割増退職金 - 千円</p> <p>退職給付費用 43,647 千円</p> <p>(注) 特定退職金共済制度への拠出金 87,866 千円は、「厚生費」で処理しています。</p>	<p>退職給付費用の内訳</p> <p>勤務費用 33,630 千円</p> <p>会計基準変更時差異の費用処理額 - 千円</p> <p>臨時に支払った割増退職金 - 千円</p> <p>退職給付費用 33,630 千円</p> <p>(注) 特定退職金共済制度への拠出金 83,395 千円は、「厚生費」で処理しています。</p>
4.	<p>退職給付債務等の計算基礎</p> <p>①「期末時点の自己都合要支給額」を退職給付債務とする方法を採用しています。</p> <p>②退職給付引当金は、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。</p>	<p>退職給付債務等の計算基礎</p> <p>①「期末時点の自己都合要支給額」を退職給付債務とする方法を採用しています。</p> <p>②退職給付引当金は、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。</p>
5.	<p>特例業務負担金の将来見込額</p> <p>人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法</p>	<p>特例業務負担金の将来見込額</p> <p>人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法</p>

区分	22年度	23年度
[7] 税効果会計関する注記	<p>律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金25,035千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、同組合より示され平成23年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、405,892千円となっています。</p>	<p>法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金25,376千円を含めて計上しています。</p> <p>なお、同組合より示され平成24年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、403,195千円となっています。</p>
	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内容</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内容</p>
	<p>(単位：千円)</p> <p>平成23年3月31日現在</p>	<p>(単位：千円)</p> <p>平成24年3月31日現在</p>
	<p>[繰延税金資産]</p> <p>未払事業税否認 4,717</p> <p>退職給付引当金超過額 295,637</p> <p>役員退職慰労引当金額 4,787</p> <p>貸倒引当金繰入超過額 8,792</p> <p>賞与引当金繰入超過額 55,042</p> <p>未払金(法定福利費)否認 8,557</p> <p>未収利息(不計上分)否認 1,148</p> <p>未払利息(貯金利息)否認 1,396</p> <p>減損損失額 36,971</p> <p>借地権否認 2,367</p> <p>未収金否認 7,223</p> <p>環境対策引当金否認 488</p> <p>資産除去債務否認 7,538</p> <p>その他 252</p> <p>繰延税金資産小計 434,922</p> <p>評価性引当額 △318,114</p> <p>繰延税金資産合計 116,807</p> <p>[繰延税金負債]</p> <p>全農みなし配当額 △6,154</p> <p>資産除去費用(建物) △3,461</p> <p>その他有価証券にかかる評価差額 △21,057</p> <p>繰延税金負債合計 30,672</p> <p>[繰延税金資産の純額] 86,135</p>	<p>[繰延税金資産]</p> <p>未払事業税否認 1,696</p> <p>退職給付引当金超過額 252,156</p> <p>役員退職慰労引当金額 2,948</p> <p>貸倒引当金繰入超過額 4,065</p> <p>賞与引当金繰入超過額 47,233</p> <p>未払金(法定福利費)否認 7,587</p> <p>未収利息(不計上分)否認 529</p> <p>未払利息(貯金利息)否認 367</p> <p>減損損失額 49,613</p> <p>借地権否認 469</p> <p>未収金否認 6,441</p> <p>資産除去債務否認 6,859</p> <p>その他 238</p> <p>繰延税金資産小計 380,208</p> <p>評価性引当額 △281,604</p> <p>繰延税金資産合計(A) 98,604</p> <p>[繰延税金負債]</p> <p>全農適格合併みなし配当金 △5,481</p> <p>資産除去債務費用 △2,807</p> <p>その他有価証券にかかる評価差額 △13,337</p> <p>繰延税金負債合計(B) △21,626</p> <p>[繰延税金資産の純額](A)+(B) 76,977</p>

区分	22年度	23年度																																				
	<p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主要な原因</p> <p>平成23年3月31日現在</p> <table border="1"> <tr> <td>[法定実効税率] (調整)</td> <td>31.0%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>住民税等均等割額</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>寄付金等永久に損金に算入されない項目</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>未払費用(過怠税)</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>21.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△0.3%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>60.0%</td> </tr> </table>	[法定実効税率] (調整)	31.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	住民税等均等割額	3.6%	寄付金等永久に損金に算入されない項目	2.4%	未払費用(過怠税)	0.5%	評価性引当額の増減	21.4%	その他	△0.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	60.0%	<p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主要な原因</p> <p>平成24年3月31日現在</p> <table border="1"> <tr> <td>[法定実効税率] (調整)</td> <td>31.00%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>3.35%</td> </tr> <tr> <td>受取配当等永久に益金に算入されない項目</td> <td>△6.40%</td> </tr> <tr> <td>住民税等均等割額</td> <td>9.81%</td> </tr> <tr> <td>寄付金等永久に損金に算入されない項目</td> <td>6.86%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td>△2.51%</td> </tr> <tr> <td>法人税等支払額</td> <td>5.28%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td>5.73%</td> </tr> <tr> <td>その他(上記以外の調整項目)</td> <td>△2.50%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>50.62%</td> </tr> </table> <p>3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築をはかるための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布されました。平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が引き下げられ、また、平成27年3月31日までの期間(指定期間)に開始する事業年度については、復興特別法人税が課されることになりました。</p> <p>これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の31.00%から、指定期間内に開始する事業年度については29.39%、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については27.61%に変更されました。</p> <p>その結果、繰延税金資産が2,784千円、再評価に係る繰延税金負債が68,036千円それぞれ減少し、土地再評価差額金が68,036千円、その他有価証券評価差額金が1,637千円それぞれ増加し、法人税等調整額が4,422千円増加しています。</p>	[法定実効税率] (調整)	31.00%	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.35%	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△6.40%	住民税等均等割額	9.81%	寄付金等永久に損金に算入されない項目	6.86%	評価性引当額の増減	△2.51%	法人税等支払額	5.28%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.73%	その他(上記以外の調整項目)	△2.50%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.62%
[法定実効税率] (調整)	31.0%																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%																																					
住民税等均等割額	3.6%																																					
寄付金等永久に損金に算入されない項目	2.4%																																					
未払費用(過怠税)	0.5%																																					
評価性引当額の増減	21.4%																																					
その他	△0.3%																																					
税効果会計適用後の法人税等の負担率	60.0%																																					
[法定実効税率] (調整)	31.00%																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.35%																																					
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△6.40%																																					
住民税等均等割額	9.81%																																					
寄付金等永久に損金に算入されない項目	6.86%																																					
評価性引当額の増減	△2.51%																																					
法人税等支払額	5.28%																																					
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.73%																																					
その他(上記以外の調整項目)	△2.50%																																					
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.62%																																					

区分	22年度	23年度
[8] 賃貸等不動産に関する注記 (22年度は無し)		<p>遊休不動産の有効活用をはかるため、一部賃貸等行っておりますが、それら賃貸等不動産の総額に重要性が認められないことから、『賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準等』にもとづく注記事項は記載を省略しております。</p> <p>追加情報            (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)            当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準』(企業会計基準第24号、平成21年12月4日)及び『会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針』(企業会計基準適用指針第24号、平成21年12月4日)を適用しています。</p> <p>なお、『金融商品会計に関する実務指針』(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「貸倒引当戻入益」は事業費用から控除しており、「償却債権取立益」は事業外収益に計上しています。</p>
[9] その他の注記 (22年度は無し)		

#### 4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2 2 年 度	2 3 年 度
1. 当期末処分剰余金	240,603,434	347,474,489
2. 剰余金処分数額	115,382,299	185,240,459
(1) 利益準備金	17,000,000	8,000,000
(2) 任意積立金	55,500,000	160,000,000
目的積立金	25,500,000	160,000,000
減損会計対応積立金	8,500,000	150,000,000
信用事業基盤強化・整備積立金	8,500,000	5,000,000
施設更新積立金	8,500,000	5,000,000
特別積立金	30,000,000	—
(3) 出資配当金	42,882,299	17,240,459
3. 次期繰越剰余金	125,221,135	162,234,030

- (注) 1. 出資配当金は、22年度は年2.5%、23年度は年1.0%の割合です。  
 2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は、次のとおりです。

##### 【減損会計対応積立金】

- 積立目的 減損会計に対応し、多額の減損損失発生による財務の弱体化の軽減に充てる。
- 積立目標額 有形固定資産の帳簿価格の1/5の金額
- 積立基準 毎事業年度の剰余金の1/10に相当する額以上の金額を積み立てる。
- 取崩基準 多額の減損損失を計上した場合に取り崩す。

##### 【信用事業基盤強化・整備積立金】

- 積立目的 金融自由化の進展に応じた信用事業の店舗整備、ATMの設置、次期ジャステム機器導入、自由化金利商品の増加に伴う自由化対応、また貸出伸張に伴う貸倒引当金の積増しに備え財務の安定に対応するため。
- 積立目標額 期末貯金高の1/100に相当する額
- 積立基準 毎事業年度の剰余金の1/10に相当する額以上の金額を積み立てる。
- 取崩基準 信用事業の店舗整備、機器整備等に伴いその必要額、また信用事業において多額の損失を発生させた場合に取り崩す。

##### 【施設更新積立金】

- 積立目的 施設の老朽化等の更新等に備え、多額の費用発生に備える。
- 積立目標額 減価償却資産の帳簿価格の合計額
- 積立基準 毎事業年度の剰余金の1/10に相当する額以上の金額を積み立てる。

- 取崩基準 老朽化施設等の更新に伴う費用が多額となり、組合の経営に大きな影響を与える費用の発生時に取り崩す。

**【税効果会計対応積立金】**

- 積立目的 税効果会計の適用に伴い、発生する繰延税金資産について将来減算一時差異の回収等による繰延税金資産の縮減等にあてる。
- 積立目標額 貸借対照表上の繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）相当額
- 積立基準 繰延税金資産の純増額相当額を積み立てる。
- 取崩基準 減少する繰延税金資産相当額を取り崩す。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用（いわゆる教育情報繰越金）に充てるための繰越額が22年度は430万円、23年度は200万円含まれています。



## 5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確 認 書

1. 私は、当J Aの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
  
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成24年7月1日

岡山東農業協同組合

代表理事組合長

長田謙



## II. 損益の状況

### 1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

項 目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
経常収益(事業収益)	6,989,583	6,985,658	6,767,585	6,491,603	6,386,532
信用事業収益	1,728,534	1,794,937	1,808,213	1,584,135	1,455,490
共済事業収益	1,122,841	1,136,883	1,112,835	1,094,382	1,114,424
農業関連事業収益	1,835,657	1,838,449	1,800,841	1,668,314	1,729,067
生活その他事業収益	2,295,276	2,208,211	2,037,933	2,136,661	2,078,423
営農指導事業	7,275	7,176	7,760	8,109	9,124
経常利益	405,687	473,604	516,266	243,079	204,166
当期剰余金	440,593	352,471	359,498	83,789	38,081
出資金	1,788,020	1,773,214	1,747,160	1,731,592	1,737,176
(出資口数)	(1,788,020)	(1,773,214)	(1,747,160)	(1,731,592)	(1,737,176)
純資産額	6,680,160	6,999,761	7,349,429	7,362,506	7,419,920
総資産額	146,417,916	146,177,267	146,627,435	148,396,890	147,547,557
貯金等残高	132,164,395	131,995,438	132,330,014	134,299,828	133,913,721
貸出金残高	25,268,489	29,077,511	30,915,035	30,194,294	30,815,476
有価証券残高	1,638,476	4,109,899	5,601,253	2,967,926	2,948,307
剰余金配当金額	17,044	26,385	43,246	42,882	17,240
出資配当額	17,044	26,385	43,246	42,882	17,240
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	342	343	362	366	370
単体自己資本比率	14.31	14.45	15.14	14.82	14.69

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。  
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。  
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。

### 2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	22年度	23年度	増減
資金運用収支	1,209,977	1,168,586	△ 41,391
役務取引等収支	47,853	34,235	△ 13,617
その他信用事業収支	△ 109,698	△ 109,778	△ 79
信用事業粗利益	1,148,132	1,093,043	△ 55,088
(信用事業粗利益率)	(0.84)	(0.81)	(△ 0.03)
事業粗利益	3,057,464	2,952,206	△ 105,258
(事業粗利益率)	(2.06)	(2.00)	(△ 0.06)

### 3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	22年度			23年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	135,005,366	1,470,334	1.09	134,641,078	1,378,765	1.02
うち預金	100,565,064	786,443	0.78	101,293,927	717,418	0.71
うち有価証券	3,722,103	48,671	1.31	2,900,131	40,646	1.40
うち貸出金	30,718,197	635,208	2.07	30,447,018	607,000	1.99
資金調達勘定	136,825,541	260,357	0.19	137,009,469	210,179	0.15
うち貯金・定期積金	134,139,433	206,527	0.15	134,338,645	161,593	0.12
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	2,686,107	52,489	1.95	2,670,824	47,069	1.76
総資金利ざや	—	—	0.34	—	—	0.32

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）  
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの奨励金が含まれています。

### 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	22年度増減額	23年度増減額
受取利息	△ 218,655	△ 91,568
うち預金	△ 185,305	△ 69,024
うち有価証券	△ 13,555	△ 8,025
うち貸出金	△ 16,055	△ 28,207
支払利息	△ 100,387	△ 50,177
うち貯金・定期積金	△ 91,901	△ 44,933
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△ 7,710	△ 5,420
差し引き	△ 118,267	△ 41,391

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. △は減少です。  
 3. 受取利息の預金には、農林中金からの奨励金が含まれています。

### Ⅲ. 事業の概況

#### 1. 信用事業

##### (1) 貯金に関する指標

##### ①科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	22年度	23年度	増減
流動性貯金	43,358,489 (32.32)	44,086,247 (32.82)	727,758
定期性貯金	90,792,226 (67.68)	90,252,397 (67.18)	△ 539,829
その他の貯金	— (—)	— (—)	—
計	134,150,715 (100.0)	134,338,645 (100.0)	187,929
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合 計	134,150,715 (100.0)	134,338,645 (100.0)	187,929

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ( ) 内は構成比です。

##### ②定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	22年度	23年度	増減
定期貯金	83,814,505 (100.0)	83,283,974 (100.0)	△ 530,530
うち固定金利定期	83,781,984 (99.96)	83,251,374 (99.96)	△ 530,609
うち変動金利定期	32,520 (0.04)	32,599 (0.04)	79

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ( ) 内は構成比です。

##### (2) 貸出金等に関する指標

##### ①科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種 類	22年度	23年度	増減
手形貸付	106,770	71,207	△ 35,562
証書貸付	28,226,908	28,017,022	△ 209,886
当座貸越	631,421	598,789	△ 32,632
割引手形	—	—	—
金融機関貸付	1,760,000	1,760,000	—
合 計	30,725,099	30,447,018	△ 278,080

##### ②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	22年度	23年度	増減
固定金利貸出	25,142,764 (83.27)	26,113,341 (84.74)	970,577
変動金利貸出	4,367,904 (14.47)	4,058,361 (13.17)	△ 309,543
その他	683,626 (2.26)	643,772 (2.09)	△ 39,853
合 計	30,194,294 (100.0)	30,815,476 (100.0)	621,181

(注) ( ) 内は構成比です。

## ③貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類	2 2 年度	2 3 年度	増減
貯金・定期積金等	430,147	383,113	△ 47,033
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	67,597	43,674	△ 23,922
<b>小 計</b>	<b>497,744</b>	<b>426,788</b>	<b>△ 70,955</b>
農業信用基金協会保証	12,097,725	12,841,906	744,181
その他保証	5,855,761	6,014,932	159,171
<b>小 計</b>	<b>17,953,486</b>	<b>18,856,839</b>	<b>903,352</b>
信 用	11,743,063	11,531,848	△ 211,215
<b>合 計</b>	<b>30,194,294</b>	<b>30,815,476</b>	<b>621,181</b>

## ④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

## ⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	2 2 年度	2 3 年度	増減
設備資金	27,833,932 (92.18)	27,809,356 (90.24)	△ 24,575
運転資金	2,360,362 (7.82)	3,006,119 (9.76)	645,757
<b>合 計</b>	<b>30,194,294 (100.0)</b>	<b>30,815,476 (100.0)</b>	<b>621,181</b>

(注) ( ) 内は構成比です。

## ⑥貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

種 類	2 2 年度	2 3 年度	増減
農業	3,394,491 (11.24)	2,791,681 (9.06)	△ 602,810
林業	— (—)	— (—)	—
水産業	6,977 (0.02)	21,436 (0.07)	14,458
製造業	1,313,801 (4.35)	1,643,048 (5.33)	329,247
鉱業	14,634 (0.05)	21,620 (0.07)	6,985
建設・不動産業	647,581 (2.14)	1,019,442 (3.31)	371,860
電気・ガス・熱供給水道業	76,017 (0.25)	102,320 (0.33)	26,303
運輸・通信業	312,072 (1.03)	382,694 (1.24)	70,622
金融・保険業	1,863,279 (6.17)	1,870,137 (6.07)	6,857
卸売・小売・サービス業・飲食業	667,003 (2.21)	1,016,565 (3.30)	349,562
地方公共団体	6,354,132 (21.04)	6,454,765 (20.95)	100,633
非営利法人	— (—)	— (—)	—
その他	15,544,301 (51.48)	15,491,762 (50.27)	△ 52,538
<b>合 計</b>	<b>30,194,294 (100.0)</b>	<b>30,815,476 (100.0)</b>	<b>621,181</b>

(注) ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	22年度	23年度	増減
農業	2,880,662	2,759,696	△ 120,965
穀物	1,696,301	1,469,115	△ 227,185
野菜・園芸	61,339	56,658	△ 4,680
果樹・樹園農業	22,633	20,454	△ 2,178
工芸作物	—	—	—
養豚・牛肉・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	1,100,388	1,213,468	113,080
農業関連団体等	—	—	—
合 計	<b>2,880,662</b>	<b>2,759,696</b>	<b>△ 120,965</b>

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：千円)

種 類	22年度	23年度	増減
プロパー資金	136,271	145,294	9,022
農業制度資金	2,744,390	2,614,402	△ 129,988
農業近代化資金	58,283	50,526	△ 7,757
その他制度資金	2,686,107	2,563,876	△ 122,231
合 計	<b>2,880,662</b>	<b>2,759,696</b>	<b>△ 120,965</b>

(注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

## 〔受託貸付金〕

(単位：千円)

種 類	22年度	23年度	増減
日本政策金融公庫資金	—	—	—
その他	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

## ⑧リスク管理債権の状況

(単位：千円)

区 分	22年度	23年度	増減
破綻先債権額	12,242	5,663	△ 6,579
延滞債権額	211,221	210,206	△ 1,014
3カ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	223,464	215,869	△ 7,594

## (注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

## 2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。

## 3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（破綻先債権および延滞債権を除く。）をいいます。

## 4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権を除く。）をいいます。

なお、リスク管理債権は、当該債権額を開示するものであり、担保・保証等による保全の有無及び個別貸倒引当金で引き当てられているものを考慮しておりませんので、開示額は回収不能額を表すものではありません。

⑨金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：千円)

債権区分	22年度				23年度			
	債権額	保 全 額			債権額	保 全 額		
		担保保証	引当	合計		担保保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	45,799	13,459	19,031	32,491	46,374	43,123	3,250	46,374
危険債権	177,665	134,667	6,211	140,879	169,494	121,658	9,695	131,354
要管理債権	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	223,464	148,127	25,243	173,370	215,869	164,782	12,946	177,728
正常債権	30,020,578				30,671,233			
合 計	30,244,042				30,887,103			

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当J Aは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権

3カ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④正常債権

上記以外の債権

⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	22年度					23年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒 引当金	107,167	105,330	—	107,167	105,330	105,330	107,180	—	105,330	107,180
個別貸倒 引当金	22,803	28,416	—	22,803	28,416	28,416	14,724	76	28,339	14,724
合 計	129,971	133,746	—	129,971	133,746	133,746	121,905	76	133,670	121,905

⑫貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	22年度	23年度
貸出金償却額	—	—



## (3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		22年度		23年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	18,933	186,961	19,086	188,353
	金 額	16,037,047	32,762,789	18,882,061	32,986,786
代金取立為替	件 数	10	80	10	88
	金 額	18,346	54,875	19,840	34,405
雑為替	件 数	1,697	192	1,507	146
	金 額	214,806	54,070	290,464	105,074
合 計	件 数	20,640	187,233	20,603	188,587
	金 額	16,270,200	32,871,735	19,192,366	33,126,266

## (4) 有価証券に関する指標

## ①種類別有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	22年度	23年度	増減
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	3,722,103	2,900,131	△ 821,971
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
株式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	3,722,103	2,900,131	△ 821,971

## ②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
<b>23年度</b>								
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	503,875	2,444,432	—	—	—	—	—	2,948,307
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>合 計</b>	<b>503,875</b>	<b>2,444,432</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>2,948,307</b>
<b>22年度</b>								
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	2,762,682	205,244	—	—	—	—	2,967,926
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>合 計</b>	<b>—</b>	<b>2,762,682</b>	<b>205,244</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>2,967,926</b>

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報等

(単位：千円)

保有区分	22年度			23年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	2,900,000	2,967,926	67,926	2,900,000	2,948,307	48,307
<b>合 計</b>	<b>2,900,000</b>	<b>2,967,926</b>	<b>67,926</b>	<b>2,900,000</b>	<b>2,948,307</b>	<b>48,307</b>

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。  
 2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっております。  
 3. 満期保有目的の債権については、取得価格を貸借対照表価額として計上してあります。  
 4. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としてあります。

②金銭の信託の時価情報等

金銭の信託の取扱実績はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

#### IV. 経営諸指標

##### 1. 利益率

(単位：%)

項目	22年度	23年度	増減
総資産経常利益率	0.16	0.14	△ 0.03
資本経常利益率	3.35	2.80	△ 0.55
総資産当期純利益率	0.06	0.03	△ 0.03
資本当期純利益率	1.15	0.52	△ 0.63

(注) 1. 総資産経常利益率

= 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

2. 資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

3. 総資産当期純利益率

= 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返りを除く) 平均残高 × 100

4. 資本当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

##### 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		22年度	23年度	増減
貯貸率	期末	22.48	23.01	0.53
	期中平均	22.90	22.66	△ 0.24
貯証率	期末	2.21	2.20	△ 0.01
	期中平均	2.77	2.16	△ 0.62

(注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

## V. 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	2 2 年 度	2 3 年 度
基本的項目 (A)	6,091,770	6,159,162
出資金 (うち後配出資金)	1,731,592 (-)	1,737,176 (-)
回転出資金	-	-
再評価積立金	330	330
資本準備金	6,463	6,463
利益準備金	1,771,930	1,779,930
目的積立金	1,791,500	1,807,800
特別積立金	669,905	669,905
次期繰越剰余金	125,221	162,234
処分未済持分	△ 5,172	△ 4,677
その他有価証券の評価差損	-	-
営業権相当額	-	-
企業結合により計上される無形固定資産相当額	-	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-
補完的項目 (B)	924,804	900,259
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	819,473	793,078
一般貸倒引当金	105,330	107,180
負債性資本調達手段等	-	-
負債性資本調達手段	-	-
期限付劣後債務	-	-
補完的項目不算入額	-	-
自己資本総額 (C) = (A) + (B)	7,016,574	7,059,421
控除項目 (D)	-	-
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	-	-
期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	-	-
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手 法として用いる保証又はクレジット・デリバティブ の免責額に係る控除額	-	-
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされ る証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資 産を把握できない資産を含む。）及び信用補完機能 を持つ I / O ストリップス（告示第 223 条を準用す る場合を含む。）	-	-
控除項目不算入額	-	-
自己資本額 (E) = (C) - (D)	7,016,574	7,059,421
リスク・アセット等計 (F)	47,318,616	48,037,318
資産（オン・バランス）項目	41,309,131	42,135,011
オフ・バランス取引等項目	-	-
オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得 た額	6,009,484	5,902,306
基本的項目比率 (A) / (F)	12.87	12.82
自己資本比率 (E) / (F)	14.82	14.69

(注) 1. 平成 18 年 3 月 28 日金融庁・農林水産省告示第 2 号「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」に定められた算式に基づき算出したものです。

2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

	22年度			23年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,431,989	—	—	6,558,031	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	107,448,925	22,897,994	915,919	104,681,653	22,344,539	893,781
法人等向け	2,108,761	2,056,755	82,270	2,023,172	1,969,638	78,785
中小企業等向け及び個人向け	1,645,247	877,244	35,089	1,507,029	804,355	32,174
抵当権付住宅ローン	5,307,574	1,849,644	73,985	5,092,141	1,774,495	70,979
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	53,797	40,956	1,638	5,394	4,247	169
信用保証協会等保証付	12,111,258	1,200,486	48,019	12,855,507	1,274,872	50,994
共済約款貸付	201,149	—	—	231,305	—	—
出資等	5,137,005	5,137,005	205,480	6,604,485	6,604,485	264,179
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	8,017,333	7,249,046	289,961	8,062,435	7,358,379	294,335
<b>合 計</b>	<b>148,463,043</b>	<b>41,309,131</b>	<b>1,652,365</b>	<b>147,621,155</b>	<b>42,135,011</b>	<b>1,685,400</b>
オペレーショナル・リスクに対 する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
	6,009,484		240,379	5,902,306		236,092
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
	47,318,616		1,892,744	48,037,318		1,921,492

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
6. 当J Aでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ①標準的手法に関する事項

当J Aでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R & I、Moody's、JCR、 S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R & I、Moody's、JCR、 S&P、Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別，業種別，残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		22年度				23年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上 延滞エク スポー ジャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上 延滞エク スポー ジャー
法人	農業	32,044	32,044	—	—	31,417	31,417	—	—
	林業	775	775	—	—	5,000	5,000	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	106,611,324	1,760,261	2,909,166	—	103,554,693	1,760,260	2,909,262	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	5,407	5,407	—	—	2,322	2,322	—	—
	日本国政府・地方公共団体	1,292,330	1,292,330	—	—	1,793,024	1,793,024	—	—
	上記以外	6,415,794	5,578,192	—	1,489	6,406,481	5,279,521	—	—
	個人	21,580,398	21,578,714	—	52,308	22,018,884	22,017,450	—	5,049
その他	12,524,968	—	—	—	13,809,332	—	—	344	
業種別残高計		148,463,043	30,247,725	2,909,166	53,797	147,621,155	30,888,996	2,909,262	5,394
1年以下		103,465,811	686,313	—	—	101,812,970	1,299,084	501,756	—
1年超3年以下		3,578,571	870,551	2,708,019	—	3,302,963	895,457	2,407,506	—
3年超5年以下		1,922,709	1,721,563	201,146	—	1,372,035	1,372,035	—	—
5年超7年以下		1,145,534	1,145,534	—	—	1,601,353	1,601,353	—	—
7年超10年以下		4,601,966	4,601,966	—	—	3,883,095	3,883,095	—	—
10年超		20,370,887	20,370,887	—	—	21,178,866	21,178,866	—	—
期限の定めのないもの		13,377,562	850,909	—	—	14,469,872	659,105	—	—
残存期間別残高計		148,463,043	30,247,725	2,909,166	—	147,621,155	30,888,996	2,909,262	—

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	2 2 年度					2 3 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒 引当金	107,167	105,330	—	107,167	105,330	105,330	107,180	—	105,330	107,180
個別貸倒 引当金	22,803	28,416	—	22,803	28,416	28,416	14,724	76	28,339	14,724

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	2 2 年度						2 3 年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・ 不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・ 通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・ 保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	4,572	1,489	—	4,572	1,489	—	1,489	344	—	1,489	344
個人	18,231	26,926	—	18,231	26,926	—	26,926	14,380	76	26,850	14,380	
業種別計	22,803	28,416	—	22,803	28,416	—	28,416	14,724	76	28,339	14,724	

(注) 1. 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。



## ⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：千円)

		22年度			23年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウエイト 0%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	1,200,486	1,200,486	—	1,274,872	1,274,872
	リスク・ウエイト 20%	—	21,139,712	21,139,712	—	20,588,287	20,588,287
	リスク・ウエイト 35%	—	1,849,644	1,849,644	—	1,774,495	1,774,495
	リスク・ウエイト 50%	—	3,170	3,170	—	—	—
	リスク・ウエイト 75%	—	877,244	877,244	—	804,355	804,355
	リスク・ウエイト 100%	—	16,201,088	16,201,088	—	17,688,754	17,688,754
	リスク・ウエイト 150%	—	37,785	37,785	—	4,247	4,247
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合 計		—	41,309,131	41,309,131	—	42,135,011	42,135,011

- (注) 1. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
2. 自己資本控除額には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

#### 4. 信用リスク削減手法に関する事項

##### ①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	22年度		23年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	2,684	—	13,282	—
中小企業等向け及び個人向け	71,755	281	53,230	291
抵当権住宅ローン	174	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
上記以外	17,000	—	—	—
合 計	91,614	281	66,513	291

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

### ①出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ②出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	22年度		23年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	5,137,005	5,137,005	6,604,485	6,604,485
合計	5,137,005	5,137,005	6,604,485	6,604,485

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

### ③出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

### ④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

### ⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

## 8. 金利リスクに関する事項

### ①金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当J Aでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時（ただし0%を下限）に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として四半期ごと算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

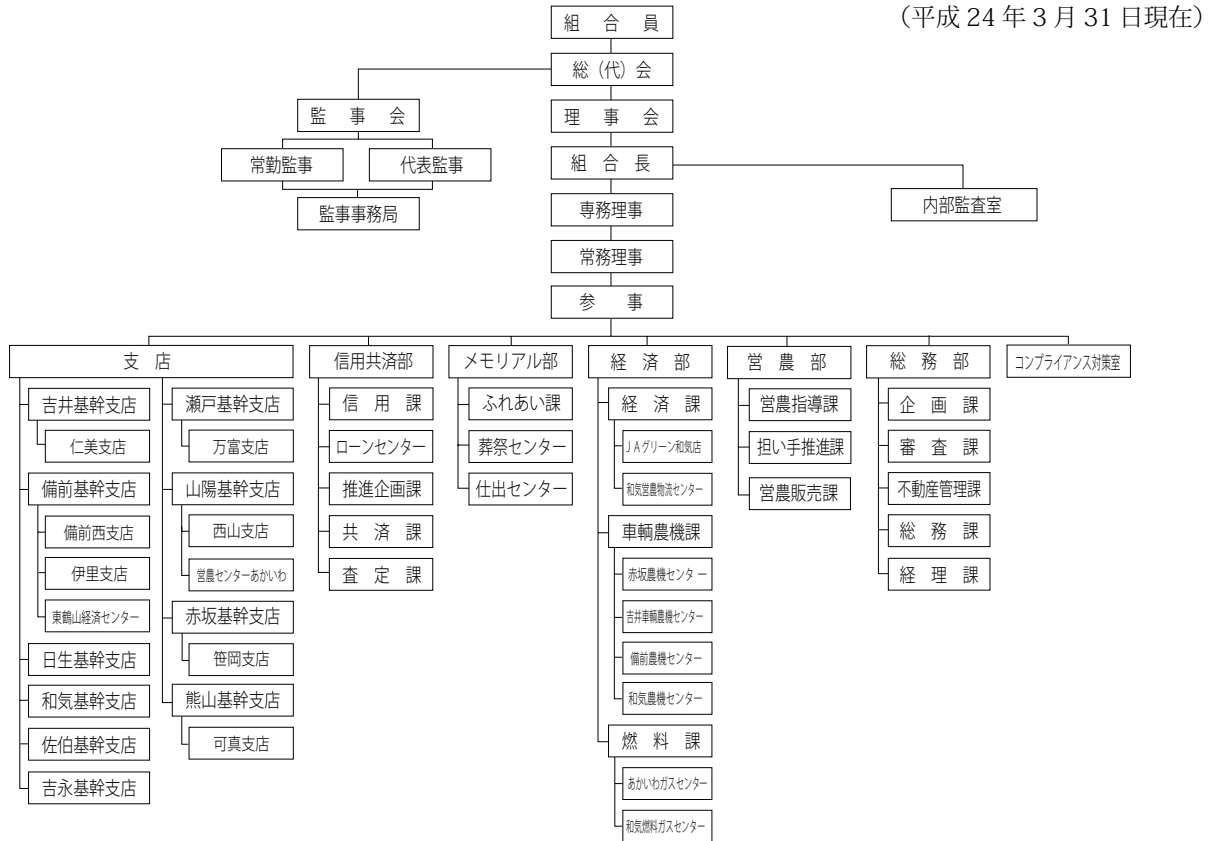
### ②金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：千円）

	22年度	23年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 1,080,792	△ 848,079

# 【JAの概要】

## 1. 機構図



## 2. 役員構成 (役員一覧)

(平成 24 年 7 月現在)

役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏名	役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏名
組合長	常勤	有	長田 謙二	理事	非常勤	無	吉田 工
専務理事	常勤	有	小林 基一	理事	非常勤	無	浅野 昌昭
常務理事	常勤	無	芳形 和彦	理事	非常勤	無	檜崎 延
理事	非常勤	無	延澤 強哉	理事	非常勤	無	小林 象雄
理事	非常勤	無	犬飼 忠男	理事	非常勤	無	平井 信義
理事	非常勤	無	行本 勝利	理事	非常勤	無	高原 尚武
理事	非常勤	無	平島 紘一	理事	非常勤	無	頓宮 俊介
理事	非常勤	無	小坂 一夫	理事	非常勤	無	近藤 雄三
理事	非常勤	無	岩藤 英彦	理事	非常勤	無	岡 一郎
理事	非常勤	無	河田 誠吾	理事	非常勤	無	井上 勲
理事	非常勤	無	北川 勝義	理事	非常勤	無	中桐 孝恵
理事	非常勤	無	平尾 暢良	理事	非常勤	無	小林 侑子
理事	非常勤	無	井原 義高	理事	非常勤	無	西本由美子
理事	非常勤	無	友光 操				

役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏名	役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏名
代表監事	非常勤		草加 己良	監事	非常勤		岡本 忠司
常勤監事	常勤		森岡 孝一	監事	非常勤		長尾 政壽
監事	非常勤		岩同 潔	監事(員外)	非常勤		内田 信昭

### 3. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	22年度	23年度	増減
正組合員	11,024	11,060	36
個 人	11,006	11,043	37
法 人	18	17	△1
准組合員	5,631	6,260	629
個 人	5,538	6,169	631
その他の団体	93	91	△2
合 計	16,655	17,320	665

### 4. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構成員数
J A 岡山東年金受給者友の会	11,192
J A 岡山東女性部	856

### 5. 特定信用事業代理業者の状況

特定信用事業代理業者はありません。

### 6. 地区一覧

岡山市東区瀬戸町、赤磐市、備前市、和気郡和気町

### 7. 店舗等のご案内

(平成24年7月現在)

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	ATM(現金自動化機器) 設置・稼働状況
本店	岡山市東区瀬戸町光明谷 195	086-958-0600	○(平日・土・日・祝)
瀬戸(基幹)支店	岡山市東区瀬戸町光明谷 195	086-952-0511	
万富支店	岡山市東区瀬戸町万富 262-1	086-953-0615	○(平日・土・日)
山陽(基幹)支店	赤磐市下市 110	086-955-1221	○(平日・土・日・祝)
西山支店	赤磐市西中 1090-2	086-955-1212	○(平日)
赤坂(基幹)支店	赤磐市町苅田 1301	086-957-2121	○(平日・土・日・祝)
笹岡支店	赤磐市惣分 26-1	086-957-2712	
熊山(基幹)支店	赤磐市松木 632	086-995-1261	○(平日・土・日・祝)
可真支店	赤磐市稗田 850-1	086-995-1271	○(平日・土・日)
吉井(基幹)支店	赤磐市福田 500	086-954-0311	○(平日・土・日・祝)
仁美支店	赤磐市仁堀中 1684-1	086-958-2331	○(平日・土・日・祝)
備前(基幹)支店	備前市伊部 1312-8	0869-64-3381	○(平日・土・日・祝)
備前西支店	備前市香登本 497-1	0869-66-9143	○(平日)
伊里支店	備前市穂浪 70-1	0869-67-0026	○(平日・土・日・祝)
日生(基幹)支店	備前市日生町日生 890-1	0869-72-1161	○(平日・土・日・祝)
和気(基幹)支店	和気郡和気町和気 515	0869-93-0127	○(平日・土・日・祝)
佐伯(基幹)支店	和気郡和気町佐伯 234	0869-88-1131	○(平日・土・日・祝)
吉永(基幹)支店	備前市吉永町吉永中 502-6	0869-84-3161	○(平日・土・日・祝)

店舗及び事務所名	住 所	電話番号	ATM(現金自動化機器) 設置・稼働状況
ローンセンター	岡山市東区瀬戸町瀬戸 426-8	086-952-9310	
J A グリーン和気店	和気郡和気町衣笠 874	0869-92-9800	○(平日・土・日・祝)
和気営農物流センター	和気郡和気町本 88-1	0869-93-3333	
山陽やすらぎホール	赤磐市下市 117-1	086-956-1155	
和気やすらぎホール	和気郡和気町和気 515	0869-93-1194	
仕出センター	和気郡和気町和気 515	0869-93-1154	
赤坂農機センター	赤磐市町苅田 1301	086-957-2124	
吉井車輛農機センター	赤磐市仁堀東 506	086-958-2135	
和気農機センター	和気郡和気町本 88-1	0869-93-1180	
備前農機センター	備前市伊部 1312-8	0869-64-3381	
営農センターあかいわ	赤磐市下市 110(山陽支店1階)	086-955-8111	
東鶴山経済センター	備前市佐山 1592-1	0869-65-8201	○(平日・土[午前])
あかいわガスセンター	岡山市東区瀬戸町観音寺 213-1	086-952-9333	
和気燃料ガスセンター	和気郡和気町和気 515	0869-93-1474	
高月ATM	赤磐市岩田 60		○(平日)
片上ATM	備前市西片上 6-1		○(平日・土・日・祝)
三石ATM	備前市三石 1094		○(平日・土・日・祝)

(注) ATMの稼働時間は店舗により異なりますのでご注意ください。また年末年始やゴールデンウィークは通常稼働と異なる場合があります。

基幹支店では平日8:00~20:00、土日祝日9:00~19:00の稼働となっております。



<組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係>

開示項目	ページ
●概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	77
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	77
○事務所の名称及び所在地	78～79
○特定信用事業代理業者に関する事項	78
●主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	18～26
●主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	3
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	57
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	57
・経常利益又は経常損失	57
・当期剰余金又は当期損失金	57
・出資金及び出資口数	57
・純資産額	57
・総資産額	57
・貯金等残高	57
・貸出金残高	57
・有価証券残高	57
・単体自己資本比率	57
・剰余金の配当の金額	57
・職員数	57
○直近の2事業年度における事業の状況	
◇主要な業務の状況を示す指標	57～58, 66
・事業粗利益及び事業粗利益率	57
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	57
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	58
・受取利息及び支払利息の増減	58
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	66
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	66
◇貯金に関する指標	59
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	59
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	59
◇貸出金等に関する指標	59～62, 66
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	59
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	59
・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	60
・用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	60
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	60
・主要な農業関係の貸出実績	61～62
・貯貸率の期末値及び期中平均値	66
◇有価証券に関する指標	64～66

開示項目	ページ
・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	64
・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高	65
・有価証券の種類別の平均残高	64
・貯証率の期末値及び期中平均値	66
●業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	9～16
○法令遵守の体制	15
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	16
●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	27～55
○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	62
・破綻先債権に該当する貸出金	62
・延滞債権に該当する貸出金	62
・3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	62
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金	62
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	63
○自己資本の充実の状況	17, 67～76
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	65
・有価証券	65
・金銭の信託	65
・デリバティブ取引	65
・金融等デリバティブ取引	65
・有価証券関連店頭デリバティブ取引	65
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	63
○貸出金償却の額	63

<自己資本の充実の状況に関する開示項目>

単体における事業年度の開示事項	ページ
○定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	17
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	17
・信用リスクに関する事項	9, 69
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	73
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	74
・証券化エクスポージャーに関する事項	74
・オペレーショナル・リスクに関する事項	10
・出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	75
・金利リスクに関する事項	76
○定量的開示事項	
・自己資本の構成に関する事項	67～68

単体における事業年度の開示事項	ページ
・自己資本の充実度に関する事項	68～69
・信用リスクに関する事項	69～72
・信用リスク削減手法に関する事項	73～74
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	74
・証券化エクスポージャーに関する事項	74
・出資等エクスポージャーに関する事項	75
・金利リスクに関して組合が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	76

# 2012 Disclosure

